【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年6月25日提出
【発行者名】	アセットマネジメントＯｎｅ株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野　暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【事務連絡者氏名】	三木谷　正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース 新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース 新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース 新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース 新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース 新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(2019年6月26日から2019年12月25日まで) 新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース 3兆円を上限とします。 新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース 3兆円を上限とします。 新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース 3兆円を上限とします。 新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース 3兆円を上限とします。 新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース 3兆円を上限とします。 新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ファンドの正式名称	略　　称	
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース	米ドルコース	各通貨コース
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース	豪ドルコース	
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース	ブラジルレアルコース	
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース	メキシコペソコース	
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース	トルコリラコース	
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド	マネープールファンド	

※それぞれのファンドを「ファンド」または「当ファンド」あるいは「各ファンド」という場合があります。また、ファンドについて、それぞれ上記に対応する表中の略称を使用する場合、「米ドルコース」「豪ドルコース」「ブラジルレアルコース」「メキシコペソコース」「トルコリラコース」を総称して「各通貨コース」という場合があります。

なお、上記ファンドおよび委託者が設定・運用する下記のファンドを総称して「新光グローバル・ハイイールド債券ファンド」という場合があります。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド円コース

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は１口当たり１円です。

（ハ）アセットマネジメント0ne株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

※　ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各3兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については１万口当たりの価額を発表します。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れ

る有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

（５）【申込手数料】

（イ）申込手数料

＜各通貨コース＞

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%＊（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

＊消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※1または「償還前乗り換え」※2によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※１「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※２「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

＜マネープールファンド＞

申込手数料はかかりません。

（ロ）スイッチング手数料

＜各ファンド共通＞

「新光グローバル・ハイイールド債券ファンド」構成ファンド間において、乗り換え（以下「スイッチング」[※3]といいます。）が可能です。また、委託者が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。ただし、マネープールファンドのお買い付けはスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意ください。

※３「スイッチング」とは、「新光グローバル・ハイイールド債券ファンド」を構成するファンド（委託者が設定・運用する特定のファンドを含みます。）を換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「新光グローバル・ハイイールド債券ファンド」を構成する他のファンド（当該特定のファンドを含みます。）の取得申し込みをすることをいいます。

（６）【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の２コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。マネープールファンドのお買い付けは各通貨コースまたは委託者が設定・運用する特定のファンドからのスイッチングの場合に限定します。なお、販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合があります。また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

（７）【申込期間】

2019年6月26日から2019年12月25日までです。

※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額（マネープールファンドにおいては申込手数料はかかりません。）を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金
ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行
ありません。

（ハ）振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ａ．ファンドの目的及び基本的性格

＜各通貨コース＞

各ファンドは、追加型投信／海外／債券に属し、主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜マネープールファンド＞

当ファンドは、追加型投信／国内／債券に属し、主としてわが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、各ファンドにつき金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

＜各通貨コース＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜マネープールファンド＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）

単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

＜各ファンド共通＞

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

＜各通貨コース＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　　）	グローバル （除く日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ 為替ヘッジ

その他資産 （投資信託証券 （債券　社債 　低格付債）） 資産複合 （　　） 　資産配分固定型 　資産配分変更型		アフリカ 中近東（中東） エマージング	あり（　　） なし

（注）各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜マネープールファンド＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 　（　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券　一般）） 資産複合 （　　） 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

＜各ファンド共通＞

その他資産（投資信託証券（債券　社債　低格付債））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券　社債（低格付債）に投資を行います。
その他資産（投資信託証券（債券　一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券　一般に投資を行います。
年２回	目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（除く日本）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（除く日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし（注）	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※各通貨コースはファンド・オブ・ファンズ方式、マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

ファンドの仕組み

＜各通貨コース＞

■各通貨コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

＜マネープールファンド＞

■マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益は

ベビーファンドに反映されます。

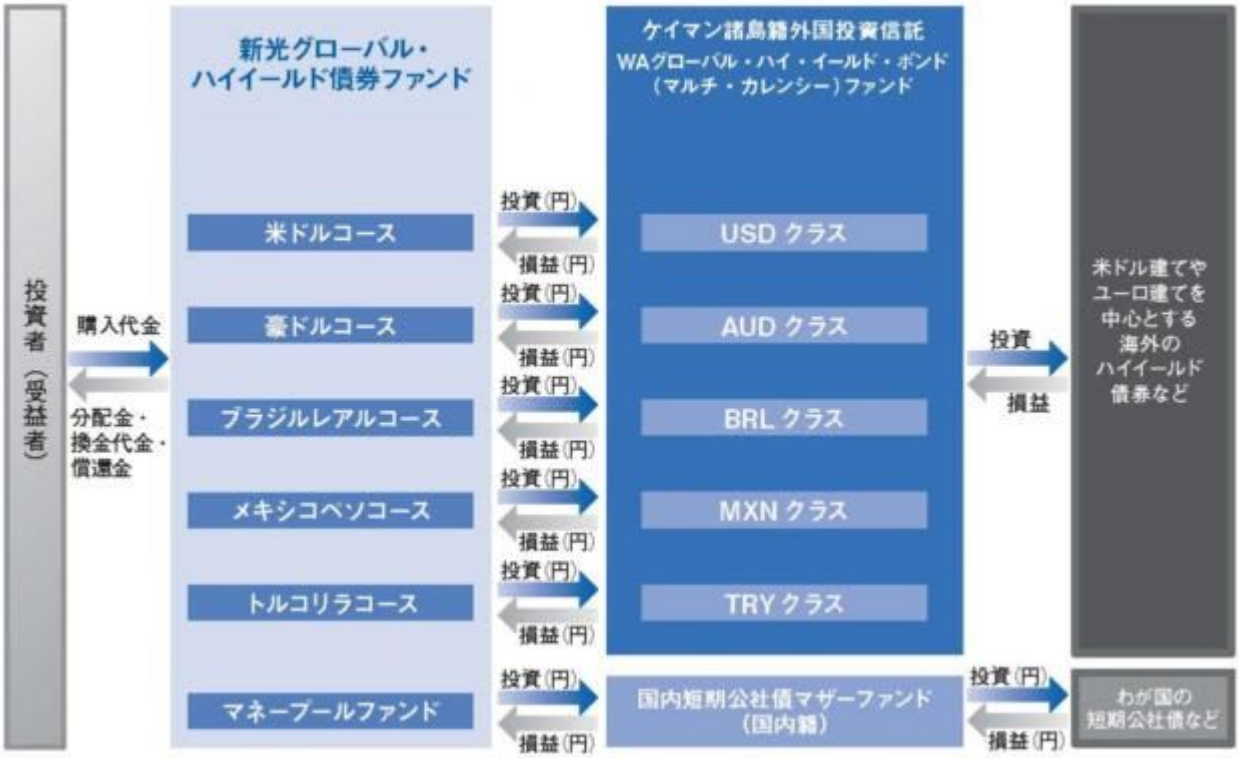

※各通貨コースはケイマン諸島籍外国投資信託以外に国内短期公社債マザーファンドにも投資を行います。

※ＷＡグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンドの各クラスの受益証券は円建てで発行されます。

ｂ．ファンドの特色

ファンドの特色をよりご理解いただくため、「新光グローバル・ハイイールド債券ファンド」を構成する他のファンドに関する記載をする場合があります。

１．各通貨コースは、主として海外の高利回り社債（以下「ハイイールド債券」といいます。）に実質的な投資を行い、高水準のインカムゲインの確保と中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。

◆各通貨コースは、ケイマン諸島籍外国投資信託「ＷＡグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド」（以下「ハイイールド・ボンド・ファンド」という場合があります。運用：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）と国内投資信託「国内短期公社債マザーファンド」（運用：アセットマネジメントOne株式会社）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

※詳しくは後述の「ウエスタン・アセットについて」をご覧ください。

◆各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、ハイイールド・ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

※ハイイールド・ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

※投資対象とするハイイールド・ボンド・ファンドにおいて、効率的な運用を目的として、市場金利や企業の信用状態に関連するデリバティブ取引を行う場合があります。

＜マネープールファンド＞

マネープールファンドは、国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、わが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※マザーファンドと同様の運用方針に基づき、わが国の短期公社債などに直接投資する場合があります。

※マネープールファンドは、スイッチング以外の購入のお申し込みはできません。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

２．投資対象とする外国投資信託における為替取引の対象通貨の違いにより、６つの通貨コースとその他にマネープールファンドがあります。また、各通貨コースおよびマネープールファンド間でのスイッチングが可能です。

◆通貨コースは米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、メキシコペソコース、トルコリラコースに加えて新光グローバル・ハイイールド債券ファンド円コースの６コースから選択できます。

◆各通貨コースが投資対象とする外国投資信託では、原則として投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

アセットマネジメントOneが設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。

※スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

ウエスタン・アセットについて

設立：1971年
本部：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（米国カリフォルニア州パサデナ）

ウエスタン・アセットは、ウエスタン・アセット・マネジメント・グループを構成する世界の各運用拠点、現地法人等の総称であり、ニューヨーク証券取引所に上場する米国大手資産運用持株会社であるレッグ・メイソン・インクの100%子会社です。
また、ウエスタン・アセットは、米国カリフォルニア州パサデナの米国現地法人・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーを本部として、その他にニューヨーク、ロンドン、東京、シンガポール、メルボルン、サンパウロに運用拠点を有する、債券（バンクローンを含む）運用に特化したグローバル運用サービスを展開する世界有数の運用会社です。

ウエスタン・アセットの強み

世界主要国の各債券セクターに配置された運用プロフェッショナルで構成されたグローバルな運用体制を持ち、債券市場全般にわたる幅広い専門性を強みにしています。

各通貨コースの収益の源泉

１．ハイイールド債券への投資

◆各通貨コースは、海外のハイイールド債券を実質的な投資対象とすることで、高水準のインカムゲインの確保と中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。

ハイイールド債券とは

一般に、ハイイールド債券とは、格付けがＢＢ格相当以下の社債（企業が発行する債券）を指します。投資適格債（ＢＢＢ格相当以上の債券）と比較してデフォルト（債務不履行）リスクが高くなる（信用力が低くなる）一方で、利回り水準が高いという特徴があります。

また、ハイイールド債券では、発行体の信用状況の悪化や金利の上昇が価格下落要因となる一方、発行体の信用状況の改善や金利の低下は価格上昇要因となります。

※信用格付けについては、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスなどの表示をすることがあります。各通貨コースが主要投資対象とするハイイールド・ボンド・ファンドはＢＢ＋格相当以下を主な投資対象とします。

２．為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）とコスト（金利差相当分の費用）

◆各通貨コースでは、原則として実質的に組み入れるハイイールド債券などの発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

◆通貨（国）により金利水準は異なるため、ハイイールド債券などの発行通貨よりも短期金利の高い通貨のコースを選択した場合は、当該通貨とハイイールド債券などの発行通貨の短期金利差相当分のプレミアムが期待されます。

一方、当該通貨の短期金利がハイイールド債券などの発行通貨の短期金利よりも低い場合には、通常、短期金利差相当分のコストが発生します。金利差の変動により、プレミアムまたはコストは変動します。

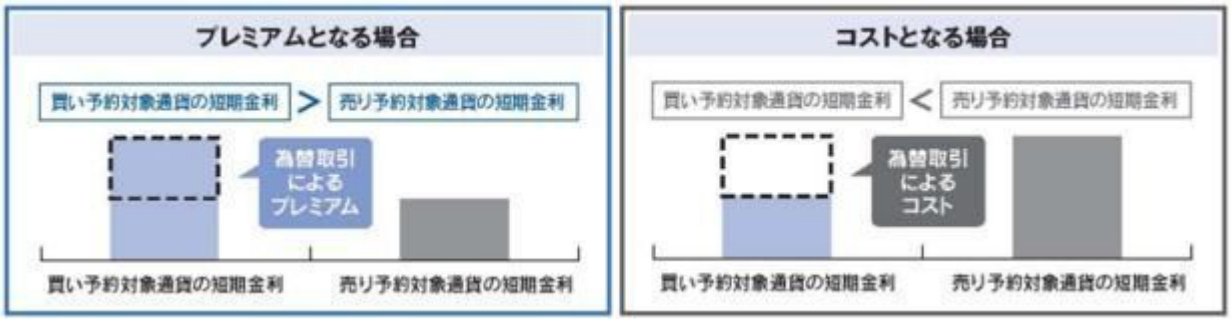

※上記の図はあくまでもイメージであり、実際の為替取引によって得られるプレミアムまたはコストの大きさを保証するものではありません。

◆一部の新興国通貨（ブラジルレアル）では、規制や為替市場が未発達なことなどから、為替取引

が機動的に行えないことがあるため、「ＮＤＦ取引」を使用する場合があります。

ＮＤＦ（ノン・デリバラブル・フォワード）取引について

◆ＮＤＦ取引とは、為替先渡取引の一種で、主に金融機関との相対取引で行われます。また、当該通貨の受け渡しは発生せず、主に米ドルなどの主要通貨で差金決済を行います。

◆ＮＤＦ取引は、通常の買い予約・売り予約する為替取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、市場裁定が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、取引価格から推計されるＮＤＦ想定利回りが、取引時点における短期金利水準から大きくかい離することがあります。

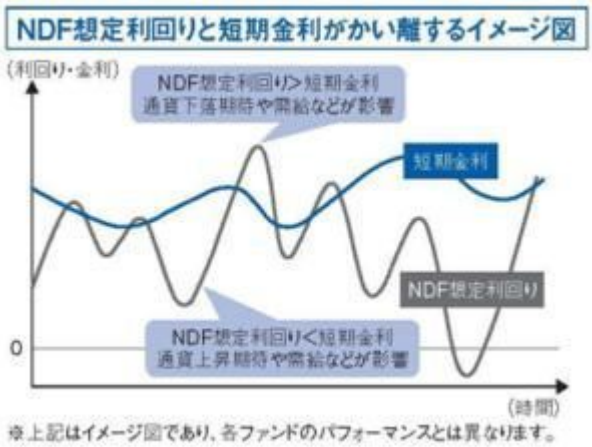

ＮＤＦ想定利回りは、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少やコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

３．為替変動による損益

◆実質的に各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うことによって、各通貨コースは対象通貨の変動の影響を受けます。各通貨コースの対象通貨に対して円安となった場合には為替差益が発生し、円高となった場合には為替差損が発生します。新興国の通貨の値動きは先進国の通貨と比べて相対的に大きくなる傾向があります。また、通貨危機や経済危機においては大きく下落する可能性もあります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

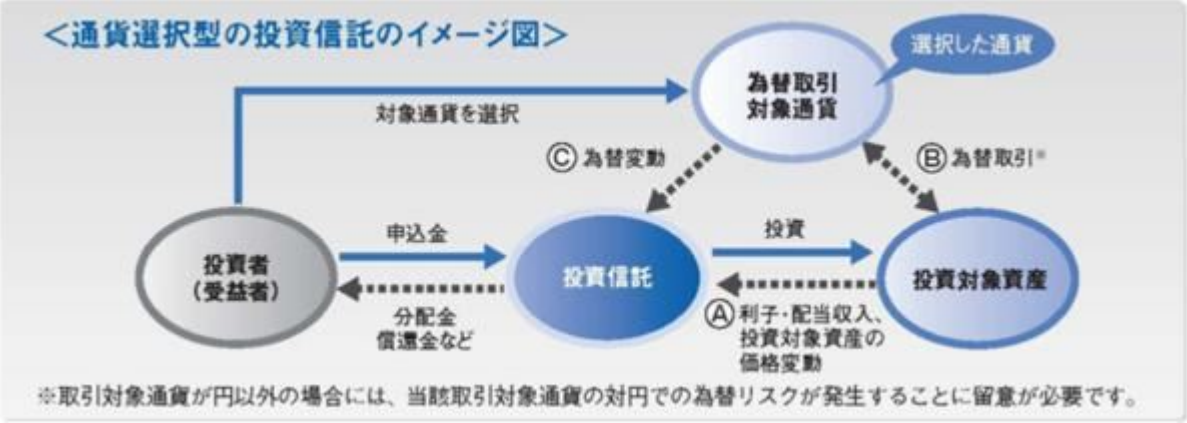

◆通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

◆通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の３つの要素が挙げられます。

① 投資対象資産による収益（上図Ａ部分）

・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

② 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）（上図Ｂ部分）

・「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「プレミアム」が期待できます。
・逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「コスト」が生じます。
・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアムやコストは発生しません。

※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③ 為替変動による収益（上図Ｃ部分）

・上図Ｂ部分とは異なり、上図Ｃ部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
・「選択した通貨」が対円で上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
・逆に、「選択した通貨」が対円で下落（円高）した場合は、為替差損が発生します。

◆これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

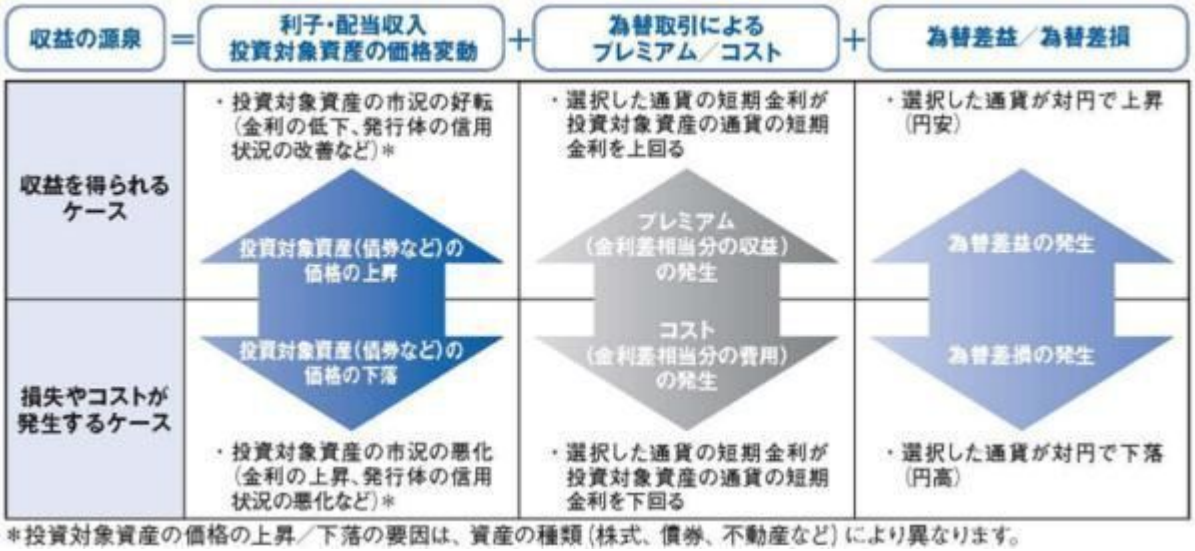

＊投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類（株式、債券、不動産など）により異なります。

分配方針

＜各通貨コース＞

■原則として、毎月25日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

●米ドルコース／豪ドルコース／ブラジルレアルコース

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

「原則として、利子・配当等収益を中心に安定分配を行う」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額水準、運用の状況などによっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

●メキシコペソコース／トルコリラコース＊

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

＊メキシコペソコースとトルコリラコース（2013年6月21日設定）の分配方針の記載は、2012年6月1日より実施された一般社団法人投資信託協会によるルールに則ったものであり、実質的に他の通貨コースの分配方針と異なるものではありません。

◆上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

＜マネープールファンド＞

■原則として、年２回（毎年３月、９月の各月25日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

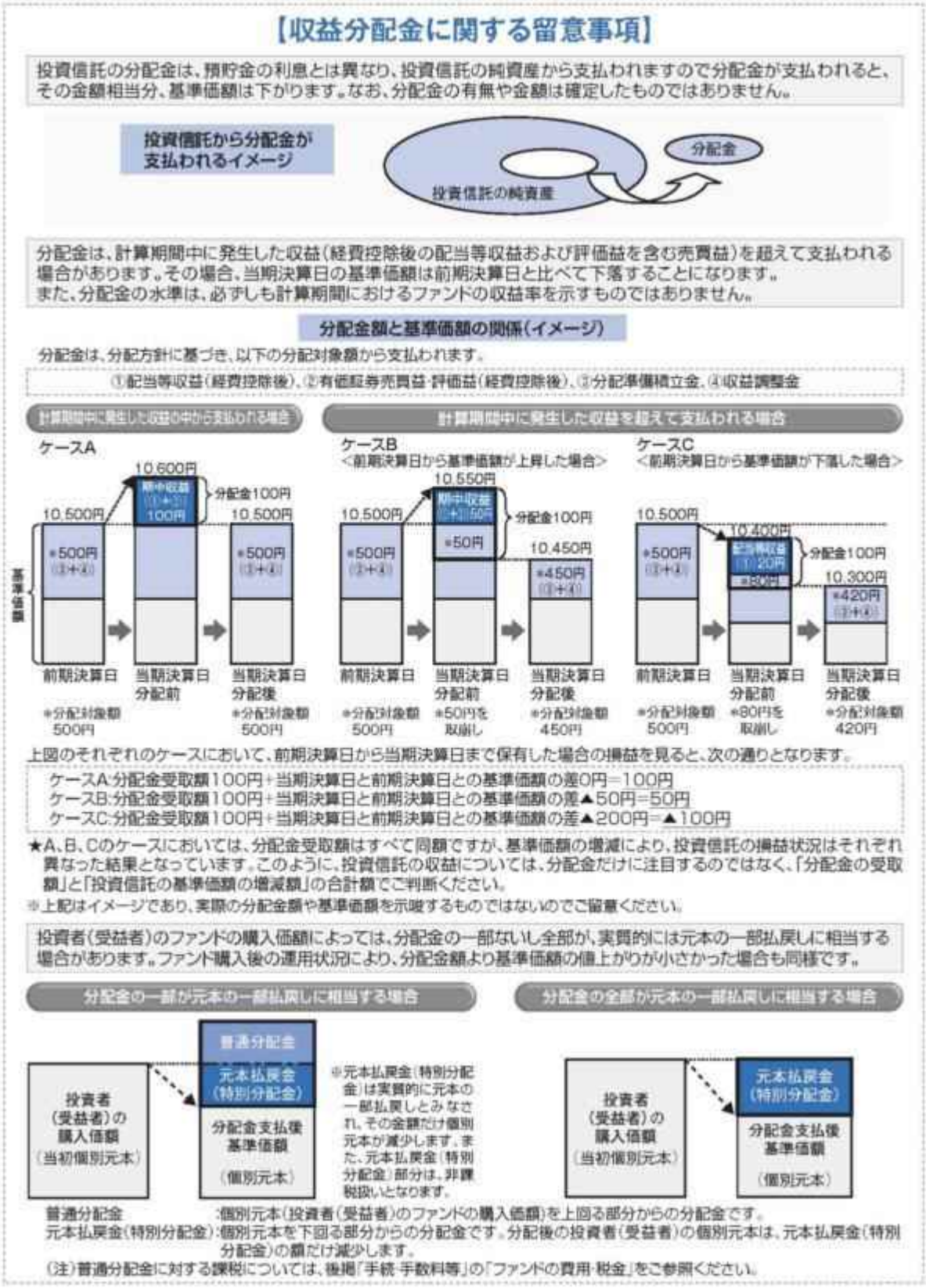

（２）【ファンドの沿革】

＜米ドルコース／豪ドルコース／ブラジルレアルコース／マネープールファンド＞

2010年10月８日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2014年６月25日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出を提出
2015年６月23日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出を提出
2016年10月１日	ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社から アセットマネジメント0ne株式会社に承継

＜メキシコペソコース／トルコリラコース＞

2013年６月21日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2014年６月25日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出を提出
2015年６月23日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出を提出
2016年10月１日	ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社から アセットマネジメントOne株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

ａ．ファンドの仕組み

＜各通貨コース＞

図中の＊１、＊２には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

＊１	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	メキシコペソコース	トルコリラコース
＊２	ＵＳＤクラス	ＡＵＤクラス	ＢＲＬクラス	ＭＸＮクラス	ＴＲＹクラス

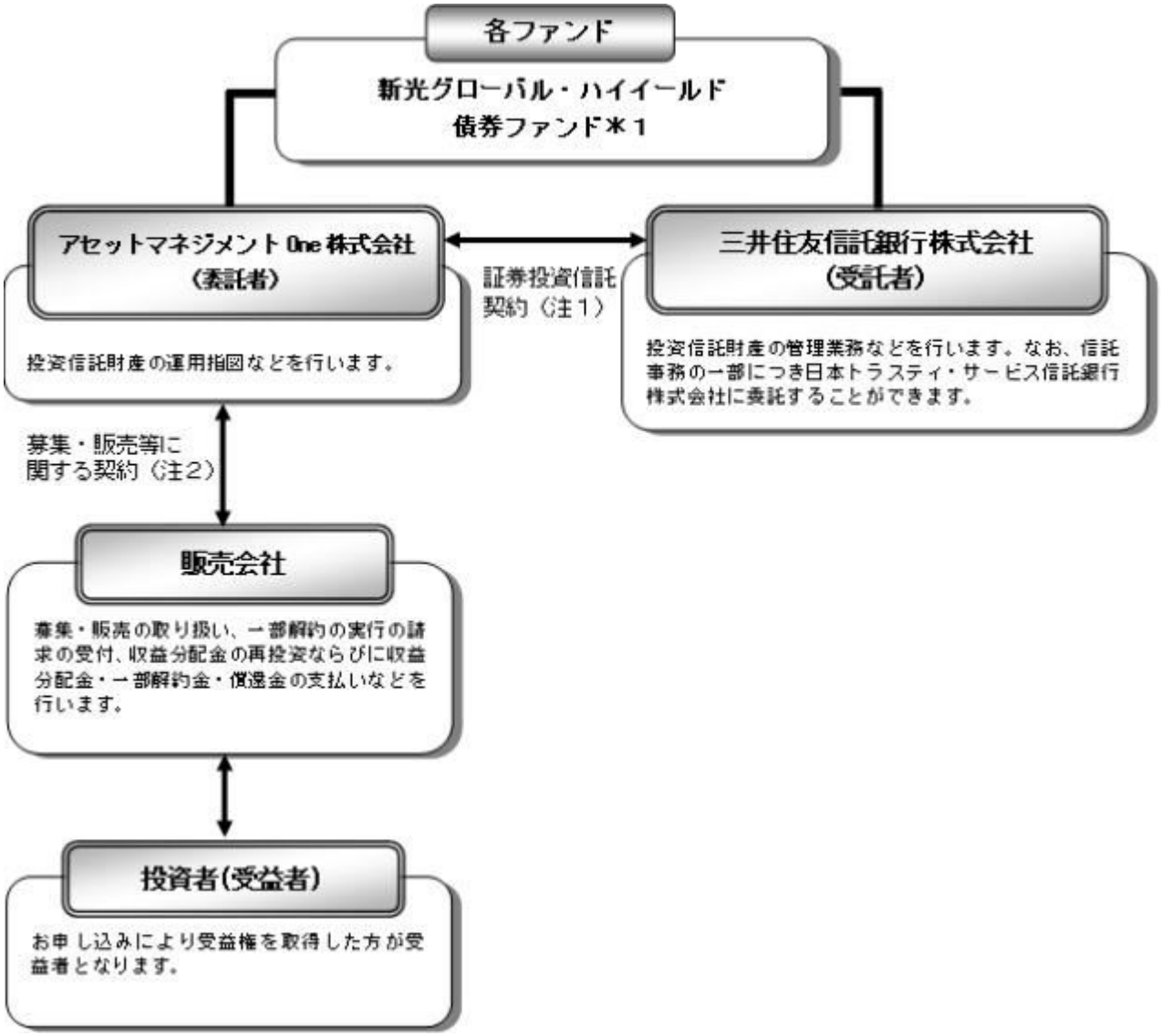

（注１）証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

（注２）募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

＜ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み＞

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせて、一つにまとめて運用する仕組みです。

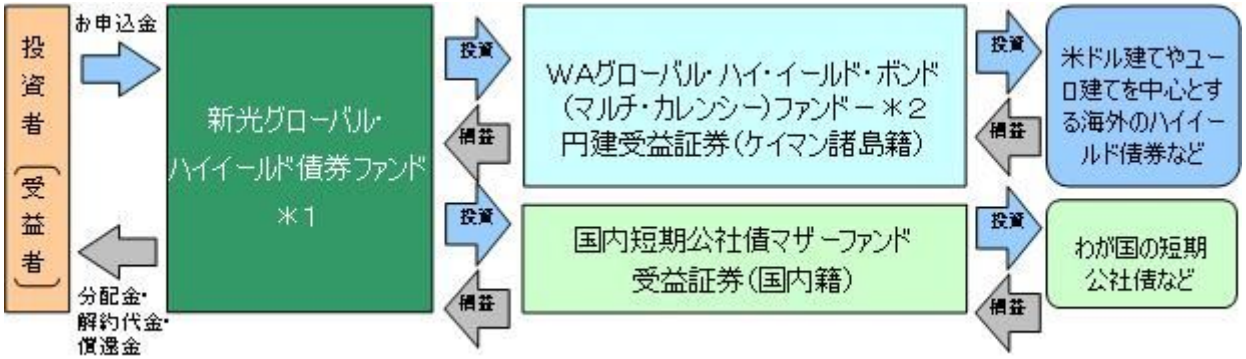

＜マネープールファンド＞

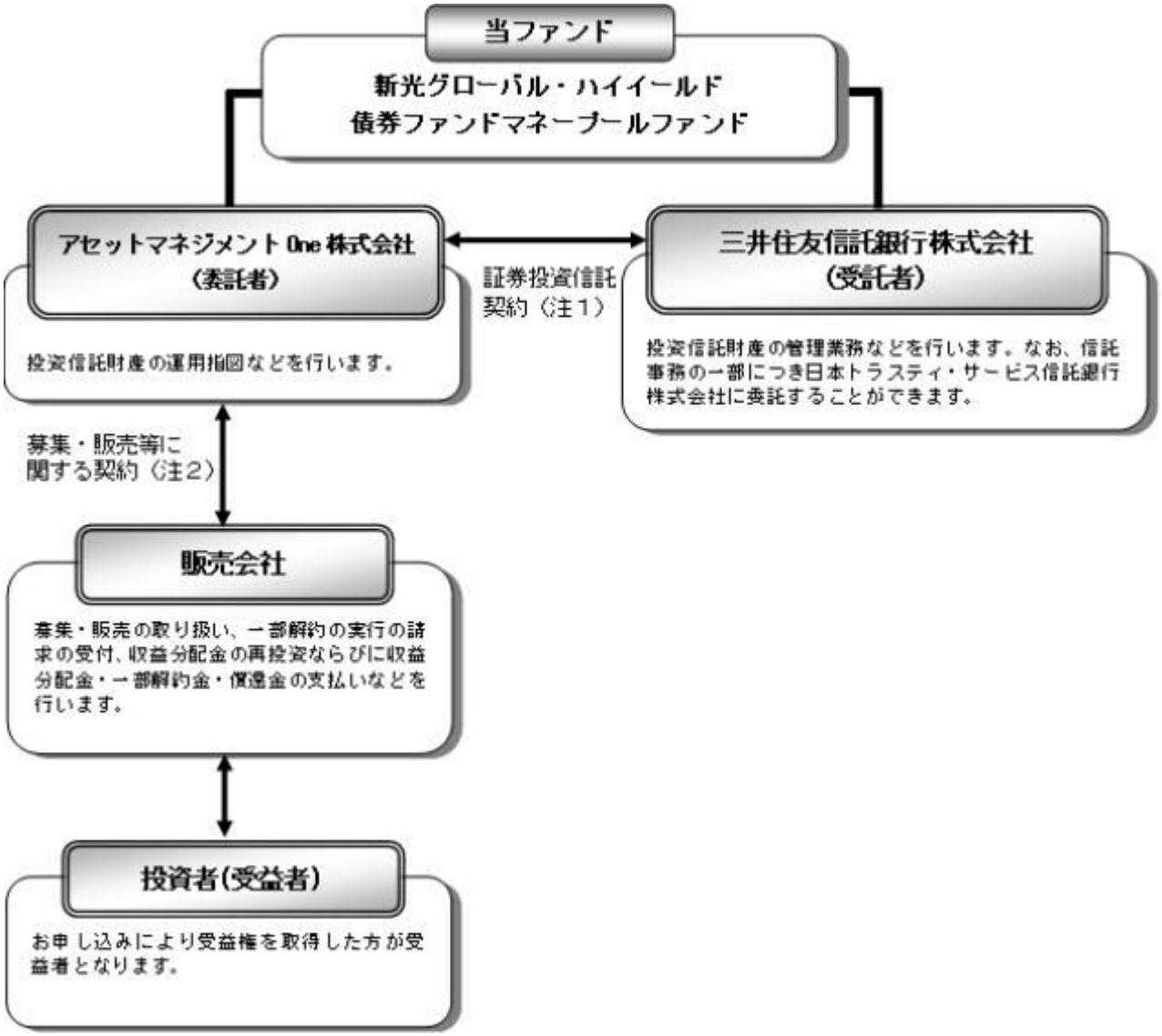

（注１）証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

（注２）募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

ｂ．委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額
20億円（2019年3月29日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2019年3月29日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：Ａ種種類株式（15,510株）を含みます。
※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

各通貨コースが投資する外国投資信託の＊には下記表をあてはめてご覧ください。

各通貨コース	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－
米ドルコース	ＵＳＤクラス
豪ドルコース	ＡＵＤクラス
ブラジルレアルコース	ＢＲＬクラス
メキシコペソコース	ＭＸＮクラス
トルコリラコース	ＴＲＹクラス

（注）各通貨コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「**各ファンドが投資する投資信託証券の概要　１．ハイイールド・ボンド・ファンドの概要**」をご参照ください。

（１）【投資方針】

ａ．基本方針

＜各通貨コース＞

各ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜マネープールファンド＞

当ファンドは、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ｂ．運用の方法

（イ）主要投資対象

＜各通貨コース＞

投資信託証券を主要投資対象とします。

＜マネープールファンド＞

国内短期公社債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（ロ）投資態度

＜各通貨コース＞

①　以下の投資信託証券を通じて、主として海外の高利回り社債に実質的な投資を行い、高水準のインカムゲインの確保と中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍 外国投資信託	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－＊（以下「ハイイールド・ボンド・ファンド」といいます。）円建受益証券
内国証券投資信託 （親投資信託）	国内短期公社債マザーファンド受益証券

②　各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、ハイイールド・ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

③　各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

④　ハイイールド・ボンド・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更

により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜マネープールファンド＞

① マザーファンドへの投資を通じて主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

② ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（注）マネープールファンドが投資するマザーファンドの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要　２．国内短期公社債マザーファンドの概要」をご参照ください。

（２）【投資対象】

ａ．投資の対象とする資産の種類

＜各通貨コース＞

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

＜マネープールファンド＞

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ｂ．有価証券および金融商品の指図範囲等

＜各通貨コース＞

（イ）委託者は、信託金を、主として次の第１号に掲げる外国投資信託の受益証券および第２号に掲げるアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第３号から第７号に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．ケイマン諸島籍外国投資信託　ＷＡグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－＊円建受益証券

２．証券投資信託　マザーファンド受益証券

３．コマーシャル・ペーパー

４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
６．外国法人が発行する譲渡性預金証書
７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号に掲げる外国投資信託の受益証券および第２号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第５号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜マネープールファンド＞

（イ）委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内短期公社債マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）に限ります。）
５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

12．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

13．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

14．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

15．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

16．外国法人が発行する譲渡性預金証書

17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第６号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第６号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第１号から第５号までの証券および第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第１号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ｃ．先物

＜マネープールファンドのみ＞

（イ）委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｄ．スワップ

＜マネープールファンドのみ＞

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

ｅ．金利先渡取引

＜マネープールファンドのみ＞

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の

総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（へ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

各ファンドが投資する投資信託証券の概要

１．ハイイールド・ボンド・ファンドの概要

ファンド名	ＷＡグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド －ＵＳＤクラス／ＡＵＤクラス／ＢＲＬクラス／ＭＸＮクラス／ＴＲＹクラス（以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。）
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託／円建受益証券
運用方針	主として世界各国の高利回り社債に分散投資を行い、高水準のインカムゲインの確保と中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。また、効率的な運用を目的として、市場金利や企業の信用状態に関連するデリバティブ取引を行う場合があります。 米ドル以外の通貨建債券へ投資した場合、原則として債券の発行通貨売り／米ドル買いの為替取引を行います。その上で、クラスごとに以下の為替取引を行います。 ＵＳＤクラス：原則として、為替取引は行いません。 ＡＵＤクラス：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。 ＢＲＬクラス：原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。 ＭＸＮクラス：原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。 ＴＲＹクラス：原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。
主な投資制限	・原則として、信用格付けがＢＢ＋／Ｂａ１格相当以下の証券に純資産総額の80%以上を投資します。 ・同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の５%以内とします。 ・有価証券の空売りは行いません。 ・純資産総額の10%を超える借り入れは行わないこととします。 ・流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。 ・他のファンドへの投資は、純資産総額の５%以内とします。 ・通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。
信託期間	無期限
決算日	毎年３月31日

主な関係法人	管理会社：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド 投資顧問会社：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー 副投資顧問会社：ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社　（東京） ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド　（シンガポール） ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド　（メルボルン） ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ＤＴＶＭ・リミターダ　（サンパウロ） 受託会社兼管理事務代行会社：ＢＮＹメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド 副管理事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン 保管受託銀行：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.50％程度 上記料率には、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、保管受託銀行ならびに管理事務代行会社への報酬が含まれます。ただし、これら報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。
その他の費用・手数料	監査報酬、弁護士費用および登録機関兼名義書換代理人費用、当初設定にかかる諸費用などが当該外国投資信託から支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
運用開始日	2010年10月12日（ＵＳＤクラス／ＡＵＤクラス／ＢＲＬクラス） 2013年６月24日（ＭＸＮクラス／ＴＲＹクラス）

運用プロセス

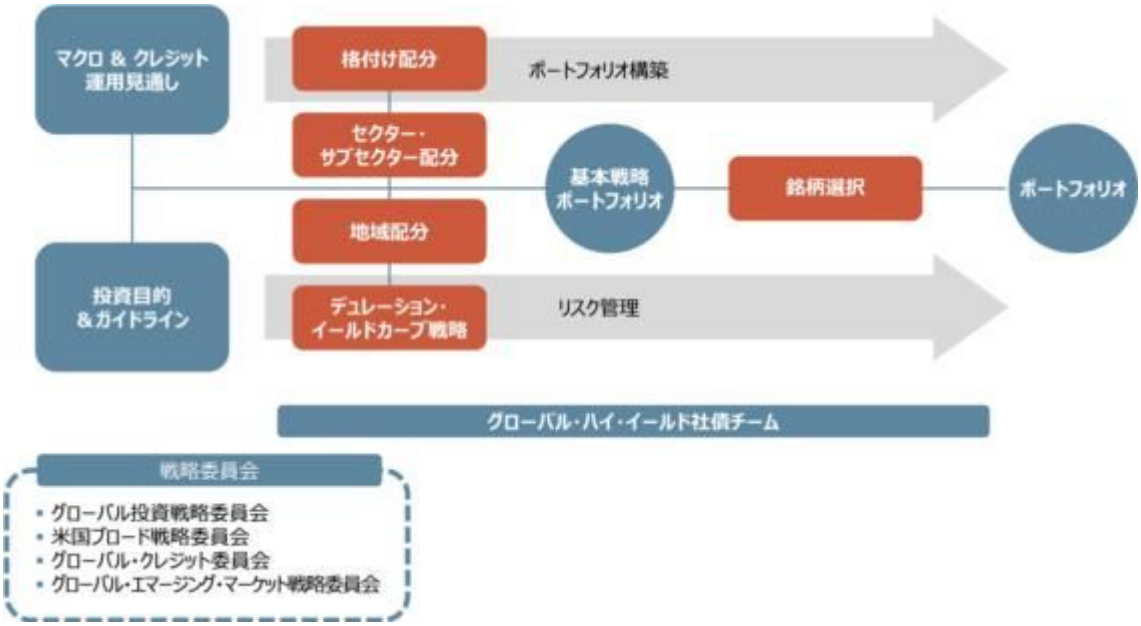

出所：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの資料を基にアセットマネジメントOne作成

※運用プロセスは2019年3月29日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

２．国内短期公社債マザーファンドの概要

ファンド名	国内短期公社債マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	・主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2008年７月31日
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

※上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。
※上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。
また、各概要は2019年6月25日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

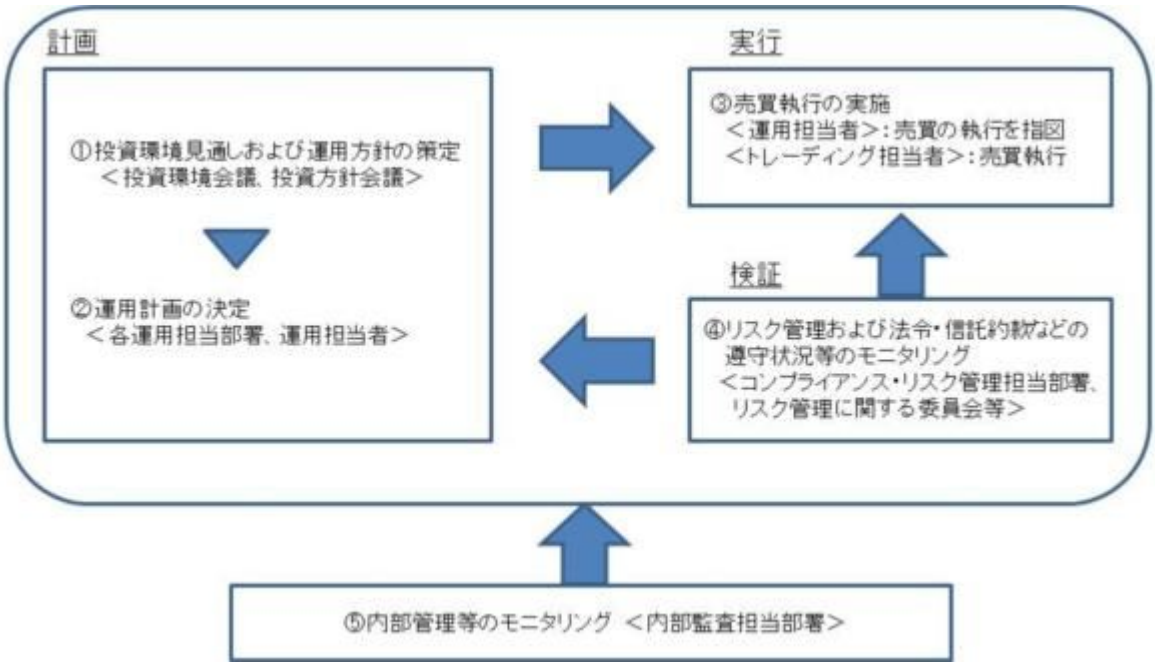

①投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

②運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

ｃ．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2019年3月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※マネープールファンドについては、上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

ａ．収益分配方針

＜米ドルコース／豪ドルコース／ブラジルレアルコース＞

収益分配は原則として、毎月25日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２．分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３．上記２．にかかわらず、上記２．にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

４．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

＜メキシコペソコース／トルコリラコース＞

収益分配は原則として、毎月25日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２．分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３．上記２．にかかわらず、上記２．にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

４．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

＜マネープールファンド＞

収益分配は年２回、原則として、３月、９月の各月25日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２．分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

ｂ．収益分配方式

＜各通貨コース＞

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

＜マネープールファンド＞

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｃ．損失の繰り越し

＜各ファンド共通＞

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ｄ．分配金の取り扱い

＜各ファンド共通＞

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して５営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

（５）【投資制限】

①　投資信託約款に定める投資制限

＜各通貨コース＞

ａ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ｂ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ｃ．公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

ｄ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｅ．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ｆ．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額

は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

ｇ．利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（ニ）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

ｈ．デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｉ．信用リスク集中回避のための投資制限

（イ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

（ロ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ｊ．ファンドの投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

＜マネープールファンド＞

ａ．株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の

純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ります。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

ｂ．投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｃ．投資する株式等の範囲

（イ）委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

ｄ．同一銘柄への投資制限

（イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｅ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

ｆ．有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

１．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

ｇ．公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

ｈ．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

ｉ．利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（ニ）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

ｊ．デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｋ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令に定める投資制限

＜マネープールファンドのみ＞

ａ．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（各通貨コースが投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

＜各ファンド共通＞

ａ．信用リスク

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落し、時には無価値になることもあります。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

特に各通貨コースにおいては実質的な主要投資対象がハイイールド債券となることから、投資適格の債券に投資する場合と比較して、信用リスクが高くなります。

ｂ．流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｃ．金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

＜各通貨コース＞

ｄ．為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、各通貨コースの対象通

貨を買い予約する為替取引を行うため、各通貨コースの基準価額は実質的に当該対象通貨の為替変動の影響を受けます。ただし、為替取引の状況によっては外国投資信託が保有する有価証券の発行通貨の影響を受ける場合があります。対象通貨が新興国通貨の場合には、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。各通貨コースの対象通貨の金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

ｅ．カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

ｆ．特定の投資信託証券に投資するリスク

各通貨コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各通貨コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

＜各ファンド共通＞

ｇ．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

（ハ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ニ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ホ）投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

（ヘ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ト）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（チ）投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用しているため、他のベビーファンドの影響を受けマザーファンドの基準価額が下落した場合には、マネープールファンド

の基準価額が下落する可能性があります。

また、各通貨コースが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、各通貨コースの基準価額が変動する可能性があります。

（２）リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

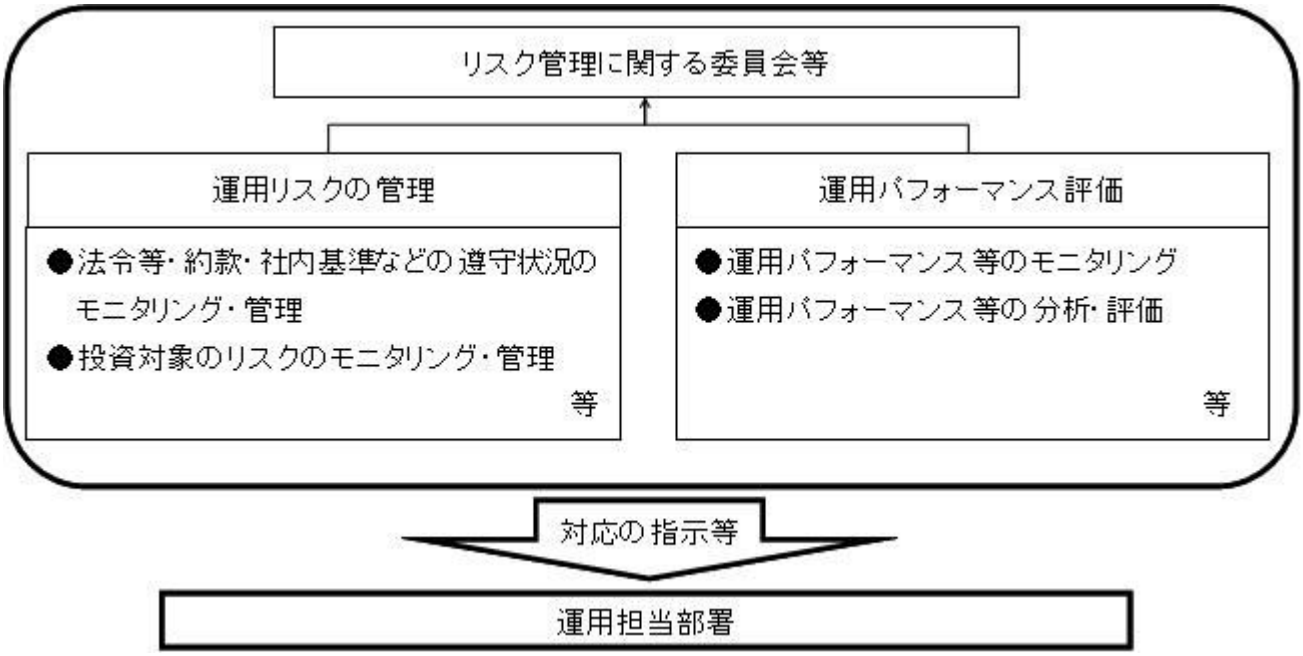

※リスク管理体制は2019年3月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク

<参考情報>

米ドルコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2014年4月末～2019年3月末

＊分配金再投資基準価額は、2014年4月末の基準価額を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2014年4月末～2019年3月末

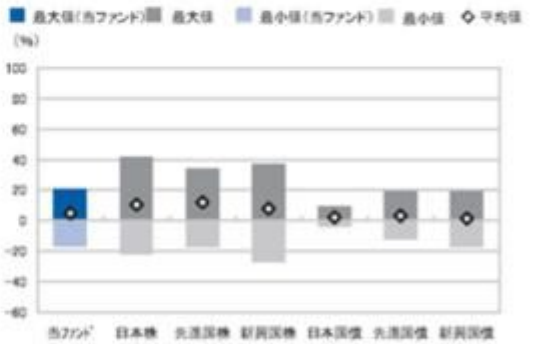

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	20.7	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△16.8	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	4.8	10.5	12.0	7.9	2.0	3.2	1.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

豪ドルコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2014年4月末～2019年3月末

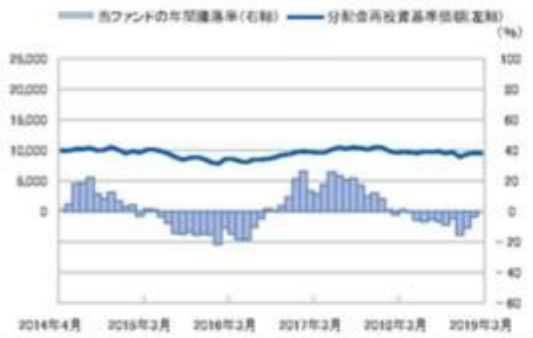

＊分配金再投資基準価額は、2014年4月末の基準価額を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2014年4月末～2019年3月末

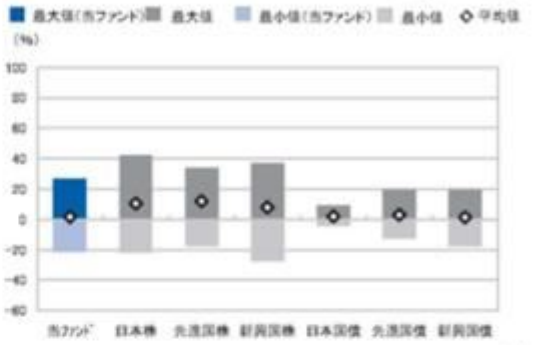

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	26.5	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△21.2	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	1.5	10.5	12.0	7.9	2.0	3.2	1.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ブラジルレアルコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2014年4月末～2019年3月末

＊分配金再投資基準価額は、2014年4月末の基準価額を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2014年4月末～2019年3月末

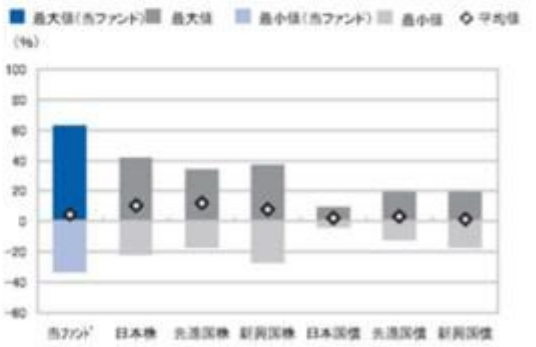

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	63.0	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△33.4	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	4.6	10.5	12.0	7.9	2.0	3.2	1.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

投資リスク

メキシコペソコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2014年4月末～2019年3月末

＊分配金再投資基準価額は、2014年4月末の基準価額を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2014年6月から2019年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2014年4月末～2019年3月末

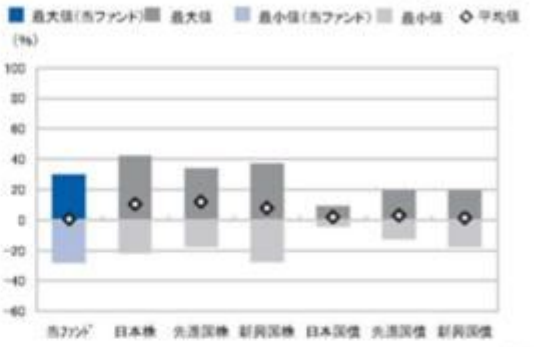

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	30.0	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△27.8	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	0.7	10.5	12.0	7.9	2.0	3.2	1.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2014年4月から2019年3月の5年間（当ファンドは2014年6月から2019年3月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

トルコリラコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2014年4月末～2019年3月末

＊分配金再投資基準価額は、2014年4月末の基準価額を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2014年6月から2019年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2014年4月末～2019年3月末

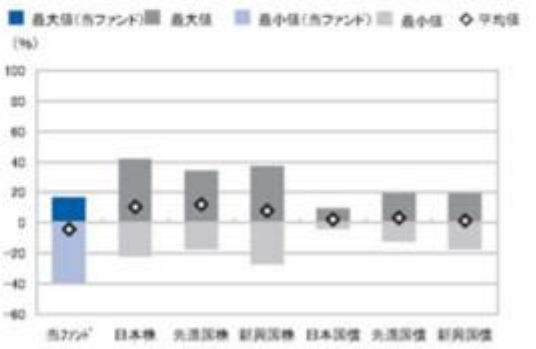

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	16.6	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△39.1	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	△4.1	10.5	12.0	7.9	2.0	3.2	1.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2014年4月から2019年3月の5年間（当ファンドは2014年6月から2019年3月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

マネープールファンド

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2014年4月末～2019年3月末

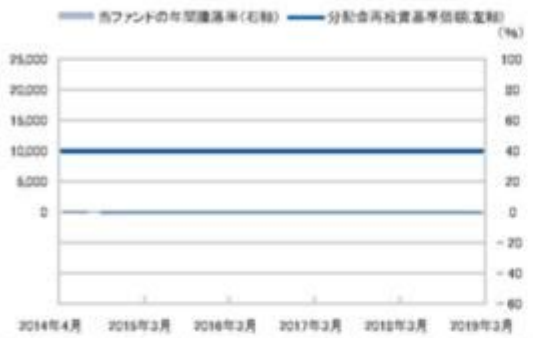

＊分配金再投資基準価額は、2014年4月末の基準価額を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。ので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2014年4月末～2019年3月末

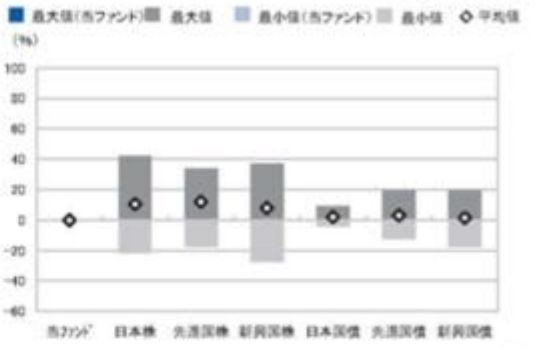

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	0.0	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△0.2	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	△0.1	10.5	12.0	7.9	2.0	3.2	1.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

＊各資産クラスの指数
日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(※東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、※東京証券取引所が有しています。
●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「各資産クラスの騰落率」は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、瞬間性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

（イ）申込手数料

＜各通貨コース＞

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%＊（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等が含まれます。

＊消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※1または「償還前乗り換え」※2によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※１「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※２「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

＜マネープールファンド＞

申込手数料はかかりません。

（ロ）スイッチング手数料

＜各ファンド共通＞

「新光グローバル・ハイイールド債券ファンド」構成ファンド間において、乗り換え（以下「スイッチング」※3といいます。）が可能です。また、委託者が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。ただし、マネープールファンドのお買い付けはスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意ください。

※３「スイッチング」とは、「新光グローバル・ハイイールド債券ファンド」を構成するファンド（委託者が設定・運用する特定のファンドを含みます。）を換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「新光グローバル・ハイ

イールド債券ファンド」を構成する他のファンド（当該特定のファンドを含みます。）の取得申し込みをすることをいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

ａ．解約時手数料

＜各ファンド共通＞

ご解約時の手数料はありません。

ｂ．信託財産留保額

＜各通貨コース＞

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

＜マネープールファンド＞

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

＜各通貨コース＞

<table>
<tr><td>各ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1664%＊（税抜1.08%）
＊消費税率が10%になった場合は、年率1.188%となります。
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
<table>
<tr><th>支払先</th><th>内訳（税抜）</th><th>主な役務</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.35%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.70%</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.03%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>投資対象とする外国投資信託</td><td>ハイイールド・ボンド・ファンドの純資産総額に対して年率0.50%程度
（注）ただし、ハイイールド・ボンド・ファンドの報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該投資信託における取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.6664%＊（税抜1.58%）程度
＊消費税率が10%になった場合は、年率1.688%となります。
※上記はハイイールド・ボンド・ファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。</td></tr>
</table>

＜マネープールファンド＞

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.0648%～年率0.6480%＊1（税抜0.06%～税抜0.60%）

＊1 消費税率が10%になった場合は、年率0.066%～年率0.660%となります。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

※当月の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌月の最初の営業日前日までの日々の信託報酬率は、月中平均コール・レート（短資協会が日々発表する無担保コール翌日物の加重平均レートの前月における平均値）に応じた下表の率とします。

月中平均コール・レート	0.15%未満	0.15%以上 0.30%未満	0.30%以上 0.60%未満	0.60%以上 1.00%未満	1.00%以上	－
信託報酬（対純資産総額・年率）税込（税抜）	0.0648%＊2（0.06%）	0.1620%＊2（0.15%）	0.3240%＊2（0.30%）	0.5400%＊2（0.50%）	0.6480%＊2（0.60%）	－
支払先	内訳（税抜）（年率）					主な役務
委託会社	0.02%	0.05%	0.10%	0.20%	0.30%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.02%	0.05%	0.10%	0.20%	0.20%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.02%	0.05%	0.10%	0.10%	0.10%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

＊2 消費税率が10%になった場合は、それぞれ年率0.066%、年率0.165%、年率0.330%、年率0.550%、年率0.660%となります。

（４）【その他の手数料等】

＜各通貨コース＞

ａ．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

ｂ．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

ｃ．証券取引に伴う手数料・税金等、各ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。

ｄ．各通貨コースが投資対象とするハイイールド・ボンド・ファンドにおいても、有価証券等の売買手数料、税金、監査報酬、弁護士費用および登録機関兼名義書換代理人費用、当初設定にかかる諸費用などがかかります。

ｅ．「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができま

せん。

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

＜マネープールファンド＞

ａ．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

ｂ．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

ｃ．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

ｄ．「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

ａ．個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ロ）解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課

税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合
ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

ｂ．法人の受益者に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。
買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、2019年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について
受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

ｃ．個別元本について
（イ）受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
（ハ）収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「ｄ．収益分配金の課税について」を参照。）

ｄ．収益分配金の課税について
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合

または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース

(平成31年 3月29日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	271,079,017	96.71
親投資信託受益証券	日本	300,537	0.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	8,916,493	3.18
純資産総額		280,296,047	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース

(平成31年 3月29日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,492,578,923	97.25
親投資信託受益証券	日本	1,202,148	0.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	40,928,746	2.66
純資産総額		1,534,709,817	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース

(平成31年 3月29日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	7,672,798,099	96.30
親投資信託受益証券	日本	6,411,458	0.08

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	288,319,430	3.61
純資産総額		7,967,528,987	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース

(平成31年 3月29日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	150,519,397	96.66
親投資信託受益証券	日本	99,921	0.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	5,094,988	3.27
純資産総額		155,714,306	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース

(平成31年 3月29日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	244,425,688	97.49
親投資信託受益証券	日本	99,921	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	6,185,719	2.46
純資産総額		250,711,328	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド

(平成31年 3月29日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	949,895	95.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	48,438	4.85
純資産総額		998,333	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

（参考）国内短期公社債マザーファンド

(平成31年 3月29日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	147,641,380	100.00
純資産総額		147,641,380	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成31年 3月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド （マルチ・カレンシー）ファンド－ＵＳＤクラス	235,107,561	1.14	268,022,619	1.153	271,079,017	96.71
2	日本	親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	298,389	1.0072	300,537	1.0072	300,537	0.10

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成31年 3月29日現在)

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.71
親投資信託受益証券	0.10
合計	96.81

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成31年 3月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド （マルチ・カレンシー）ファンド－ＡＵＤクラス	3,038,019,385	0.48	1,486,806,687	0.4913	1,492,578,923	97.25
2	日本	親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	1,193,555	1.0072	1,202,148	1.0072	1,202,148	0.07

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成31年 3月29日現在)

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.25
親投資信託受益証券	0.07
合計	97.33

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成31年 3月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド （マルチ・カレンシー）ファンドーＢＲＬクラス	54,727,518,539	0.14	7,661,852,595	0.1402	7,672,798,099	96.30
2	日本	親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	6,365,626	1.0072	6,411,458	1.0072	6,411,458	0.08

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成31年 3月29日現在)

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.30
親投資信託受益証券	0.08
合計	96.38

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成31年 3月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド （マルチ・カレンシー）ファンドーＭＸＮクラス	266,406,013	0.56	150,998,928	0.565	150,519,397	96.66
2	日本	親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	99,207	1.0072	99,921	1.0072	99,921	0.06

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成31年 3月29日現在)

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.66
親投資信託受益証券	0.06
合計	96.72

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成31年 3月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド （マルチ・カレンシー）ファンドーＴＲＹクラス	807,218,259	0.3	242,165,477	0.3028	244,425,688	97.49
2	日本	親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	99,207	1.0072	99,921	1.0072	99,921	0.03

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成31年 3月29日現在)

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.49
親投資信託受益証券	0.03
合計	97.53

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成31年 3月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	943,105	1.0072	949,895	1.0072	949,895	95.14

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成31年 3月29日現在)

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	95.14
合計	95.14

（参考）国内短期公社債マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ.種類別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース
該当事項はありません。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース
該当事項はありません。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース
該当事項はありません。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース
該当事項はありません。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース
該当事項はありません。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド
該当事項はありません。

（参考）国内短期公社債マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース

該当事項はありません。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース

該当事項はありません。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース

該当事項はありません。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース

該当事項はありません。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース

該当事項はありません。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド

該当事項はありません。

（参考）国内短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末　(平成23年 3月25日)	742	745	1.0108	1.0158
第2特定期間末　(平成23年 9月26日)	817	821	0.8876	0.8926
第3特定期間末　(平成24年 3月26日)	494	496	1.0033	1.0083
第4特定期間末　(平成24年 9月25日)	345	346	0.9783	0.9833
第5特定期間末　(平成25年 3月25日)	384	386	1.2121	1.2171
第6特定期間末　(平成25年 9月25日)	591	593	1.2364	1.2414
第7特定期間末　(平成26年 3月25日)	606	608	1.3146	1.3196
第8特定期間末　(平成26年 9月25日)	561	567	1.3326	1.3481
第9特定期間末　(平成27年 3月25日)	659	666	1.3401	1.3556
第10特定期間末　(平成27年 9月25日)	510	516	1.1920	1.2075
第11特定期間末　(平成28年 3月25日)	360	366	1.0073	1.0228
第12特定期間末　(平成28年 9月26日)	317	320	0.9092	0.9192
第13特定期間末　(平成29年 3月27日)	339	343	0.9659	0.9759

第14特定期間末　(平成29年 9月25日)	430	434	0.9518	0.9618
第15特定期間末　(平成30年 3月26日)	363	367	0.8233	0.8333
第16特定期間末　(平成30年 9月25日)	315	319	0.8432	0.8532
第17特定期間末　(平成31年 3月25日)	294	296	0.8028	0.8078
平成30年 3月末日	360	—	0.8360	—
4月末日	362	—	0.8522	—
5月末日	351	—	0.8360	—
6月末日	349	—	0.8394	—
7月末日	340	—	0.8437	—
8月末日	331	—	0.8432	—
9月末日	317	—	0.8492	—
10月末日	304	—	0.8224	—
11月末日	298	—	0.8134	—
12月末日	283	—	0.7726	—
平成31年 1月末日	291	—	0.7926	—
2月末日	297	—	0.8100	—
3月末日	280	—	0.8084	—

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末　(平成23年 3月25日)	7,159	7,221	1.0397	1.0487
第2特定期間末　(平成23年 9月26日)	12,305	12,432	0.8677	0.8767
第3特定期間末　(平成24年 3月26日)	14,892	15,023	1.0276	1.0366
第4特定期間末　(平成24年 9月25日)	11,378	11,482	0.9897	0.9987
第5特定期間末　(平成25年 3月25日)	9,908	9,981	1.2247	1.2337
第6特定期間末　(平成25年 9月25日)	7,114	7,171	1.1227	1.1317
第7特定期間末　(平成26年 3月25日)	5,936	5,983	1.1446	1.1536
第8特定期間末　(平成26年 9月25日)	5,432	5,530	1.1111	1.1311
第9特定期間末　(平成27年 3月25日)	4,962	5,065	0.9612	0.9812
第10特定期間末　(平成27年 9月25日)	3,763	3,868	0.7186	0.7386
第11特定期間末　(平成28年 3月25日)	2,830	2,926	0.5890	0.6090
第12特定期間末　(平成28年 9月26日)	3,096	3,164	0.5000	0.5110
第13特定期間末　(平成29年 3月27日)	3,223	3,294	0.4991	0.5101
第14特定期間末　(平成29年 9月25日)	3,416	3,472	0.4859	0.4939
第15特定期間末　(平成30年 3月26日)	2,616	2,669	0.3912	0.3992
第16特定期間末　(平成30年 9月25日)	1,942	1,962	0.3799	0.3839
第17特定期間末　(平成31年 3月25日)	1,538	1,546	0.3538	0.3558
平成30年 3月末日	2,621	—	0.3946	—
4月末日	2,631	—	0.3971	—

5月末日	2,275	—	0.3903	—
6月末日	2,138	—	0.3815	—
7月末日	2,110	—	0.3871	—
8月末日	1,975	—	0.3807	—
9月末日	1,942	—	0.3804	—
10月末日	1,807	—	0.3631	—
11月末日	1,768	—	0.3691	—
12月末日	1,560	—	0.3369	—
平成31年 1月末日	1,616	—	0.3538	—
2月末日	1,590	—	0.3593	—
3月末日	1,534	—	0.3551	—

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末 (平成23年 3月25日)	24,548	24,918	0.9951	1.0101
第2特定期間末 (平成23年 9月26日)	60,666	61,877	0.7519	0.7669
第3特定期間末 (平成24年 3月26日)	98,052	99,849	0.8182	0.8332
第4特定期間末 (平成24年 9月25日)	77,307	79,030	0.6730	0.6880
第5特定期間末 (平成25年 3月25日)	97,143	99,017	0.7778	0.7928
第6特定期間末 (平成25年 9月25日)	79,321	81,062	0.6835	0.6985
第7特定期間末 (平成26年 3月25日)	62,790	64,268	0.6373	0.6523
第8特定期間末 (平成26年 9月25日)	54,066	55,424	0.5972	0.6122
第9特定期間末 (平成27年 3月25日)	38,263	39,570	0.4389	0.4539
第10特定期間末 (平成27年 9月25日)	27,061	28,234	0.2770	0.2890
第11特定期間末 (平成28年 3月25日)	23,335	23,806	0.2477	0.2527
第12特定期間末 (平成28年 9月26日)	19,971	20,352	0.2615	0.2665
第13特定期間末 (平成29年 3月27日)	18,840	19,167	0.2880	0.2930
第14特定期間末 (平成29年 9月25日)	17,070	17,374	0.2811	0.2861
第15特定期間末 (平成30年 3月26日)	12,538	12,819	0.2224	0.2274
第16特定期間末 (平成30年 9月25日)	9,131	9,277	0.1878	0.1908
第17特定期間末 (平成31年 3月25日)	8,076	8,164	0.1842	0.1862
平成30年 3月末日	12,652	—	0.2253	—
4月末日	12,044	—	0.2189	—
5月末日	10,638	—	0.2013	—
6月末日	10,125	—	0.1973	—
7月末日	10,275	—	0.2039	—
8月末日	9,063	—	0.1832	—
9月末日	9,326	—	0.1927	—
10月末日	9,601	—	0.2005	—

11月末日	9,034	—	0.1911	—
12月末日	8,189	—	0.1786	—
平成31年 1月末日	8,592	—	0.1912	—
2月末日	8,582	—	0.1940	—
3月末日	7,967	—	0.1827	—

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末 (平成25年 9月25日)	24	24	1.0733	1.0803
第2特定期間末 (平成26年 3月25日)	31	31	1.1083	1.1153
第3特定期間末 (平成26年 9月25日)	43	44	1.1377	1.1447
第4特定期間末 (平成27年 3月25日)	41	41	1.0632	1.0702
第5特定期間末 (平成27年 9月25日)	13	13	0.8684	0.8754
第6特定期間末 (平成28年 3月25日)	11	11	0.7436	0.7506
第7特定期間末 (平成28年 9月26日)	9	9	0.6324	0.6394
第8特定期間末 (平成29年 3月27日)	15	15	0.7082	0.7152
第9特定期間末 (平成29年 9月25日)	296	299	0.7592	0.7662
第10特定期間末 (平成30年 3月26日)	309	312	0.6538	0.6608
第11特定期間末 (平成30年 9月25日)	255	258	0.6836	0.6906
第12特定期間末 (平成31年 3月25日)	156	157	0.6433	0.6503
平成30年 3月末日	320	—	0.6756	—
4月末日	317	—	0.6701	—
5月末日	294	—	0.6335	—
6月末日	286	—	0.6339	—
7月末日	294	—	0.6870	—
8月末日	263	—	0.6701	—
9月末日	248	—	0.6911	—
10月末日	206	—	0.6345	—
11月末日	162	—	0.6203	—
12月末日	154	—	0.6049	—
平成31年 1月末日	163	—	0.6369	—
2月末日	157	—	0.6477	—
3月末日	155	—	0.6412	—

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末 (平成25年 9月25日)	12	12	1.0132	1.0212

第2特定期間末 (平成26年 3月25日)	15	15	0.9737	0.9817
第3特定期間末 (平成26年 9月25日)	16	16	1.0324	1.0404
第4特定期間末 (平成27年 3月25日)	18	18	0.9639	0.9719
第5特定期間末 (平成27年 9月25日)	13	13	0.7726	0.7806
第6特定期間末 (平成28年 3月25日)	12	12	0.7411	0.7491
第7特定期間末 (平成28年 9月26日)	9	9	0.6964	0.7044
第8特定期間末 (平成29年 3月27日)	8	8	0.6277	0.6357
第9特定期間末 (平成29年 9月25日)	223	226	0.6507	0.6587
第10特定期間末 (平成30年 3月26日)	369	375	0.5188	0.5268
第11特定期間末 (平成30年 9月25日)	252	258	0.3550	0.3630
第12特定期間末 (平成31年 3月25日)	254	259	0.3743	0.3823
平成30年 3月末日	377	—	0.5278	—
4月末日	377	—	0.5253	—
5月末日	338	—	0.4716	—
6月末日	333	—	0.4643	—
7月末日	316	—	0.4426	—
8月末日	248	—	0.3291	—
9月末日	263	—	0.3671	—
10月末日	280	—	0.3923	—
11月末日	276	—	0.4175	—
12月末日	268	—	0.3875	—
平成31年 1月末日	279	—	0.4005	—
2月末日	291	—	0.4054	—
3月末日	250	—	0.3776	—

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (平成23年 3月25日)	1	1	1.0003	1.0003
第2計算期間末 (平成23年 9月26日)	30	30	1.0005	1.0005
第3計算期間末 (平成24年 3月26日)	12	12	1.0008	1.0008
第4計算期間末 (平成24年 9月25日)	1	1	1.0020	1.0020
第5計算期間末 (平成25年 3月25日)	2	2	1.0023	1.0023
第6計算期間末 (平成25年 9月25日)	11	11	1.0022	1.0022
第7計算期間末 (平成26年 3月25日)	11	11	1.0024	1.0024
第8計算期間末 (平成26年 9月25日)	11	11	1.0023	1.0023
第9計算期間末 (平成27年 3月25日)	11	11	1.0018	1.0018
第10計算期間末 (平成27年 9月25日)	4	4	1.0018	1.0018
第11計算期間末 (平成28年 3月25日)	1	1	1.0014	1.0014
第12計算期間末 (平成28年 9月26日)	1	1	1.0011	1.0011

第13計算期間末　(平成29年 3月27日)	1	1	1.0008	1.0008
第14計算期間末　(平成29年 9月25日)	1	1	1.0003	1.0003
第15計算期間末　(平成30年 3月26日)	0.999755	0.999755	0.9998	0.9998
第16計算期間末　(平成30年 9月25日)	0.999142	0.999142	0.9991	0.9991
第17計算期間末　(平成31年 3月25日)	0.998337	0.998337	0.9983	0.9983
平成30年 3月末日	0.999751	—	0.9998	—
4月末日	0.999622	—	0.9996	—
5月末日	0.999482	—	0.9995	—
6月末日	0.999445	—	0.9994	—
7月末日	0.999309	—	0.9993	—
8月末日	0.999176	—	0.9992	—
9月末日	0.999139	—	0.9991	—
10月末日	0.998813	—	0.9988	—
11月末日	0.998679	—	0.9987	—
12月末日	0.998643	—	0.9986	—
平成31年 1月末日	0.998502	—	0.9985	—
2月末日	0.998371	—	0.9984	—
3月末日	0.998333	—	0.9983	—

②【分配の推移】

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	0.0200
第2特定期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	0.0300
第3特定期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	0.0300
第4特定期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	0.0300
第5特定期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	0.0300
第6特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	0.0300
第7特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	0.0300
第8特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	0.0615
第9特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	0.0930
第10特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	0.0930
第11特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	0.0930
第12特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	0.0875
第13特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	0.0600
第14特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	0.0600
第15特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	0.0600
第16特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	0.0600
第17特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	0.0350

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	0.0360
第2特定期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	0.0540
第3特定期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	0.0540
第4特定期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	0.0540
第5特定期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	0.0540
第6特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	0.0540
第7特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	0.0540
第8特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	0.0870
第9特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	0.1200
第10特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	0.1200
第11特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	0.1200
第12特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	0.0930
第13特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	0.0660
第14特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	0.0600
第15特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	0.0480
第16特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	0.0240
第17特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	0.0140

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	0.0600
第2特定期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	0.0900
第3特定期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	0.0900
第4特定期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	0.0900
第5特定期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	0.0900
第6特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	0.0900
第7特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	0.0900
第8特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	0.0900
第9特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	0.0900
第10特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	0.0810
第11特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	0.0490
第12特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	0.0300
第13特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	0.0300
第14特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	0.0300

第15特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	0.0300
第16特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	0.0180
第17特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	0.0130

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年 6月21日～平成25年 9月25日	0.0140
第2特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	0.0420
第3特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	0.0420
第4特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	0.0420
第5特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	0.0420
第6特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	0.0420
第7特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	0.0420
第8特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	0.0420
第9特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	0.0420
第10特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	0.0420
第11特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	0.0420
第12特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	0.0420

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年 6月21日～平成25年 9月25日	0.0160
第2特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	0.0480
第3特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	0.0480
第4特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	0.0480
第5特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	0.0480
第6特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	0.0480
第7特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	0.0480
第8特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	0.0480
第9特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	0.0480
第10特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	0.0480
第11特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	0.0480
第12特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	0.0480

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	0.0000
第2計算期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	0.0000
第3計算期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	0.0000
第4計算期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	0.0000
第5計算期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	0.0000
第6計算期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	0.0000
第7計算期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	0.0000
第8計算期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	0.0000
第9計算期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	0.0000
第10計算期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	0.0000
第11計算期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	0.0000
第12計算期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	0.0000
第13計算期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	0.0000
第14計算期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	0.0000
第15計算期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	0.0000
第16計算期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	0.0000
第17計算期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	0.0000

③【収益率の推移】

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	3.1
第2特定期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	△9.2
第3特定期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	16.4
第4特定期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	0.5
第5特定期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	27.0
第6特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	4.5
第7特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	8.8
第8特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	6.0
第9特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	7.5
第10特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	△4.1
第11特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	△7.7
第12特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	△1.1
第13特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	12.8
第14特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	4.8
第15特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	△7.2
第16特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	9.7

第17特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	△0.6

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	7.6
第2特定期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	△11.3
第3特定期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	24.7
第4特定期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	1.6
第5特定期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	29.2
第6特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	△3.9
第7特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	6.8
第8特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	4.7
第9特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	△2.7
第10特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	△12.8
第11特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	△1.3
第12特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	0.7
第13特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	13.0
第14特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	9.4
第15特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	△9.6
第16特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	3.2
第17特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	△3.2

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	5.5
第2特定期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	△15.4
第3特定期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	20.8
第4特定期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	△6.7
第5特定期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	28.9
第6特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	△0.6
第7特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	6.4
第8特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	7.8
第9特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	△11.4
第10特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	△18.4
第11特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	7.1
第12特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	17.7
第13特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	21.6

第14特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	8.0
第15特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	△10.2
第16特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	△7.5
第17特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	5.0

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成25年 6月21日～平成25年 9月25日	8.7
第2特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	7.2
第3特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	6.4
第4特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	△2.9
第5特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	△14.4
第6特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	△9.5
第7特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	△9.3
第8特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	18.6
第9特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	13.1
第10特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	△8.4
第11特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	11.0
第12特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	0.2

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成25年 6月21日～平成25年 9月25日	2.9
第2特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	0.8
第3特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	11.0
第4特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	△2.0
第5特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	△14.9
第6特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	2.1
第7特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	0.4
第8特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	△3.0
第9特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	11.3
第10特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	△12.9
第11特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	△22.3
第12特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	19.0

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	0.03
第2計算期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	0.02
第3計算期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	0.03
第4計算期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	0.12
第5計算期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	0.03
第6計算期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	△0.01
第7計算期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	0.02
第8計算期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	△0.01
第9計算期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	△0.05
第10計算期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	0.00
第11計算期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	△0.04
第12計算期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	△0.03
第13計算期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	△0.03
第14計算期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	△0.05
第15計算期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	△0.05
第16計算期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	△0.07
第17計算期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	△0.08

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	749,112,420	14,700,000
第2特定期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	540,192,193	353,778,605
第3特定期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	67,346,316	495,438,265
第4特定期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	84,101,069	223,998,822
第5特定期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	61,874,744	97,481,980
第6特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	206,332,345	45,118,882
第7特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	88,071,646	105,397,389
第8特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	26,849,841	66,832,408
第9特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	126,786,372	56,130,586
第10特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	33,191,692	96,910,315
第11特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	30,078,520	100,293,726
第12特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	12,423,628	21,275,828
第13特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	25,718,201	23,176,208

第14特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	119,865,607	19,199,648
第15特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	9,571,604	20,693,286
第16特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	4,076,927	71,228,200
第17特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	1,079,532	8,413,997

(注)第１特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	7,137,371,920	251,152,428
第2特定期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	9,935,161,145	2,640,245,730
第3特定期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	7,369,109,874	7,057,684,700
第4特定期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	4,483,595,566	7,479,479,440
第5特定期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	1,514,483,277	4,920,406,166
第6特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	162,257,622	1,916,365,658
第7特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	134,807,926	1,284,520,386
第8特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	545,058,949	842,493,169
第9特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	749,008,729	475,670,898
第10特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	805,698,158	731,590,211
第11特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	382,580,911	813,719,382
第12特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	1,968,119,354	580,479,281
第13特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	1,224,966,518	959,599,799
第14特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	1,573,150,062	1,000,412,250
第15特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	380,250,913	723,455,614
第16特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	69,127,079	1,645,404,524
第17特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	10,688,507	774,721,788

(注)第１特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	25,069,615,845	398,817,176
第2特定期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	61,973,742,881	5,956,952,156
第3特定期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	62,826,371,406	23,680,170,673
第4特定期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	37,048,542,499	42,020,863,159
第5特定期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	36,201,068,263	26,169,878,750
第6特定期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	12,512,151,373	21,347,667,093
第7特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	6,057,257,149	23,590,545,351
第8特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	8,404,308,157	16,390,784,099
第9特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	11,666,527,738	15,019,026,646
第10特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	23,230,065,265	12,725,195,487

第11特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	11,196,439,570	14,694,269,830
第12特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	1,378,790,362	19,212,379,388
第13特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	2,080,908,865	13,026,249,405
第14特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	1,731,879,821	6,411,467,522
第15特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	1,445,965,275	5,806,386,947
第16特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	547,487,553	8,308,034,508
第17特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	482,499,720	5,242,762,239

(注)第１特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年 6月21日～平成25年 9月25日	22,509,407	85,741
第2特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	8,971,627	2,723,899
第3特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	18,651,631	8,702,501
第4特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	383,939	87,178
第5特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	193,384	23,142,169
第6特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	23,184	402,528
第7特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	46,577	0
第8特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	5,794,609	38,627
第9特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	371,479,439	1,737,936
第10特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	109,793,336	27,586,899
第11特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	3,023,277	102,087,513
第12特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	5,358,414	137,108,102

(注)第１特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年 6月21日～平成25年 9月25日	12,300,000	0
第2特定期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	3,148,438	0
第3特定期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	1,130,052	350,112
第4特定期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	3,225,405	97,463
第5特定期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	757,808	2,700,000
第6特定期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	1,365,523	2,039,747
第7特定期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	192,414	3,789,988
第8特定期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	648,921	66,340
第9特定期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	329,597,158	15,206
第10特定期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	399,486,864	29,845,822
第11特定期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	83,453,966	84,312,396
第12特定期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	105,924,874	138,367,267

(注)第１特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	平成22年10月 8日～平成23年 3月25日	1,000,000	0
第2計算期間	平成23年 3月26日～平成23年 9月26日	29,827,708	0
第3計算期間	平成23年 9月27日～平成24年 3月26日	121,882,221	139,881,600
第4計算期間	平成24年 3月27日～平成24年 9月25日	93,770,229	105,598,558
第5計算期間	平成24年 9月26日～平成25年 3月25日	54,187,517	53,093,913
第6計算期間	平成25年 3月26日～平成25年 9月25日	44,923,307	35,718,068
第7計算期間	平成25年 9月26日～平成26年 3月25日	65,878,480	65,878,480
第8計算期間	平成26年 3月26日～平成26年 9月25日	66,472,139	66,472,139
第9計算期間	平成26年 9月26日～平成27年 3月25日	69,618,955	69,115,063
第10計算期間	平成27年 3月26日～平成27年 9月25日	9,813,023	17,477,221
第11計算期間	平成27年 9月26日～平成28年 3月25日	0	3,138,537
第12計算期間	平成28年 3月26日～平成28年 9月26日	0	0
第13計算期間	平成28年 9月27日～平成29年 3月27日	0	0
第14計算期間	平成29年 3月28日～平成29年 9月25日	0	0
第15計算期間	平成29年 9月26日～平成30年 3月26日	0	0
第16計算期間	平成30年 3月27日～平成30年 9月25日	0	0
第17計算期間	平成30年 9月26日～平成31年 3月25日	0	0

(注)第１計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

運用実績

データの基準日：2019年3月29日

米ドルコース

<基準価額・純資産の推移>

（2010年10月8日～2019年3月29日）

<分配の推移（税引前）>

2019年3月	50円
2019年2月	50円
2019年1月	50円
2018年12月	50円
2018年11月	50円
直近1年累計	950円
設定来累計	9,030円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンドーUSDクラス	96.71%
国内短期公社債マザーファンド	0.10%
合計	96.81%

<年間収益率の推移（暦年ベース）>

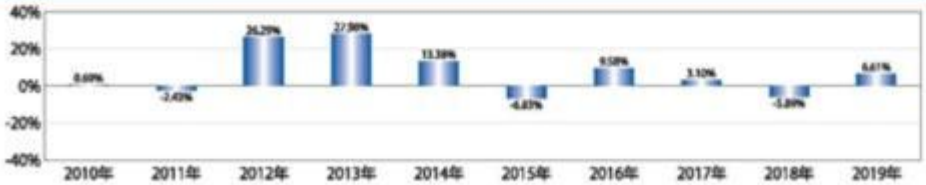

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。（設定日：2010年10月8日）
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。 ※分配金は1万口当たりです。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2010年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。※各ファンドにはベンチマークはありません。

・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド

データの基準日：2019年3月29日

豪ドルコース

<基準価額・純資産の推移>

(2010年10月8日～2019年3月29日)

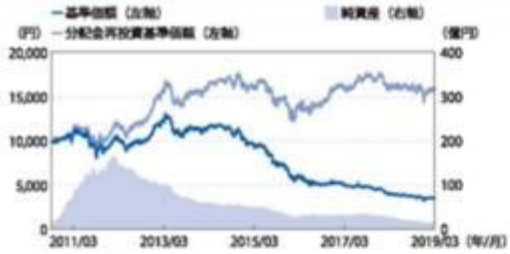

<分配の推移(税引前)>

2019年3月	20円
2019年2月	20円
2019年1月	20円
2018年12月	20円
2018年11月	20円
直近1年累計	380円
設定来累計	11,120円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンドーAUDクラス	97.25%
国内短期公社債マザーファンド	0.07%
合計	97.33%

<年間収益率の推移(暦年ベース)>

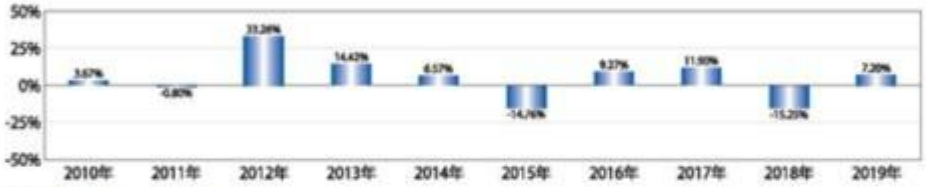

ブラジルレアルコース

<基準価額・純資産の推移>

(2010年10月8日～2019年3月29日)

<分配の推移(税引前)>

2019年3月	20円
2019年2月	20円
2019年1月	20円
2018年12月	20円
2018年11月	20円
直近1年累計	310円
設定来累計	10,610円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンドーBRLクラス	96.30%
国内短期公社債マザーファンド	0.08%
合計	96.38%

<年間収益率の推移(暦年ベース)>

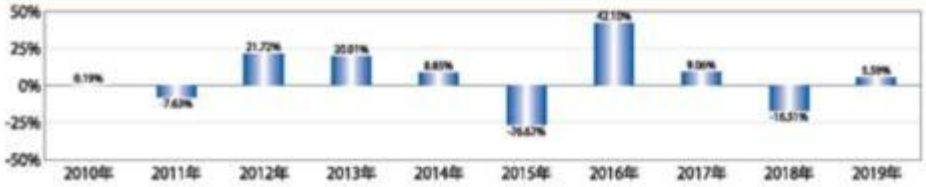

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日：2010年10月8日)
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。 ※分配金は1万口当たりです。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2010年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。※各ファンドにはベンチマークはありません。

・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

データの基準日：2019年3月29日

メキシコペソコース

<基準価額・純資産の推移>

（2013年6月21日～2019年3月29日）

<分配の推移（税引前）>

2019年3月	70円
2019年2月	70円
2019年1月	70円
2018年12月	70円
2018年11月	70円
直近1年累計	840円
設定来累計	4,760円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンドーMXNクラス	96.66%
国内短期公社債マザーファンド	0.06%
合計	96.72%

<年間収益率の推移（暦年ベース）>

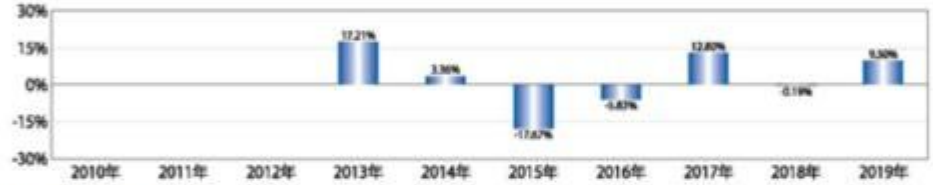

トルコリラコース

<基準価額・純資産の推移>

（2013年6月21日～2019年3月29日）

<分配の推移（税引前）>

2019年3月	80円
2019年2月	80円
2019年1月	80円
2018年12月	80円
2018年11月	80円
直近1年累計	960円
設定来累計	5,440円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンドーTRYクラス	97.49%
国内短期公社債マザーファンド	0.03%
合計	97.53%

<年間収益率の推移（暦年ベース）>

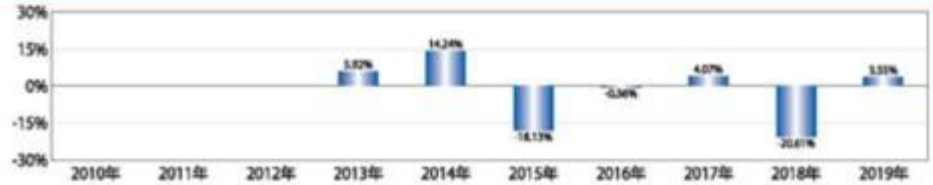

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。（設定日：2013年6月21日）
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。 ※分配金は1万口当たりです。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2013年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。※各ファンドにはベンチマークはありません。

・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド

データの基準日：2019年3月29日

マネープールファンド

<基準価額・純資産の推移>

（2010年10月8日～2019年3月29日）

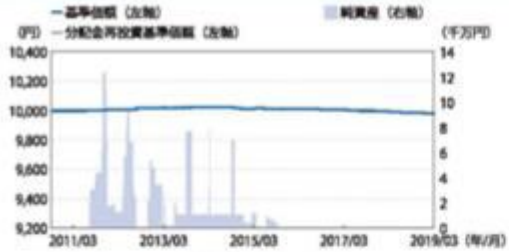

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。（設定日：2010年10月8日）
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移（税引前）>

2019年3月	0円
2018年9月	0円
2018年3月	0円
2017年9月	0円
2017年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	-
その他資産	100.00%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

組入上位5銘柄（国内短期公社債マザーファンド）

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

※マザーファンドは2019年3月29日現在、コール・ローンによる運用を行なっております。

組入銘柄数：0銘柄

<年間収益率の推移（暦年ベース）>

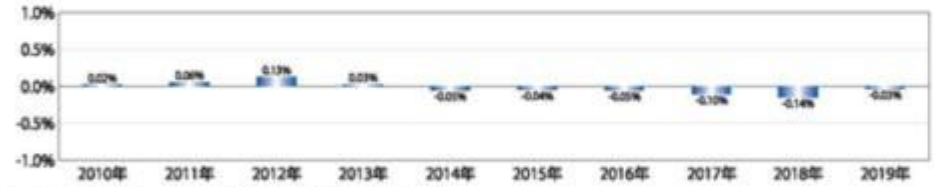

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2010年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンドの組入公社債上位5銘柄（2019年3月22日現在）

銘柄名	クーポン	償還日	比率
ALTICE LUXEMBOURG SA	7.750%	2022/05/15	1.89%
US TREASURY NOTE	1.750%	2022/03/31	1.84%
DISH DBS CORP	5.875%	2024/11/15	1.69%
INTESA SANPAOLO SPA	5.017%	2024/06/26	1.62%
TEVA PHARMACEUTICALS NE	2.800%	2023/07/21	1.54%

※ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーからの情報を基に作成しています。
※比率は、WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンドの組入公社債を100%とした場合の割合で、小数第3位を四捨五入しています。

・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

18

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は１口単位となります。

また、スイッチングにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。ただし、マネープールファンドは、ご投資された資金を一時待機させておくためのものです。したがって、そのお買い付けは、各通貨コースまたは委託者が設定・運用する特定のファンドからのスイッチングの場合に限定します。なお、販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「新光グローバル・ハイイールド債券ファンド＊自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

・上記の＊には次の表の各ファンドの名称をあてはめてご覧ください。

米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	メキシコペソコース	トルコリラコース	マネープールファンド

（ハ）取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、各通貨コースについて、以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

	申込受付休止日
米ドルコース、豪ドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 ケイマンの銀行の休業日
ブラジルレアルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 サンパウロ証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 サンパウロの銀行の休業日 ケイマンの銀行の休業日

また、各通貨コースにおいて、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断に

より、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、各通貨コースの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、マネープールファンドの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）

※基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ（http://www.am-one.co.jp/）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、７営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（ヘ）委託者は、各通貨コースにおいて、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

	申込受付休止日

米ドルコース、豪ドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 ケイマンの銀行の休業日
ブラジルレアルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 サンパウロ証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 サンパウロの銀行の休業日 ケイマンの銀行の休業日

（ト）委託者は、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（各通貨コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

＜各通貨コース＞

投資対象	評価方法
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）

マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

＜マネープールファンド＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2020年９月25日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

＜各通貨コース＞

各ファンドの計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

＜マネープールファンド＞

当ファンドの計算期間は、原則として毎年３月26日から９月25日まで、９月26日から翌年３月25日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、各通貨コースの場合は30億口、マネープールファンドの場合は１億口を下回ることとなった場合には、受

託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、各通貨コースにおいて、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったハイイールド・ボンド・ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

１．ハイイールド・ボンド・ファンドの主要投資対象が変更となる場合

２．ハイイールド・ボンド・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

（ハ）委託者は、上記（イ）の事項について、下記「ｃ．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

（ニ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ホ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「ｃ．書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（へ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「ｂ．投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．投資信託約款の変更等

（イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「ｃ．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

（ハ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

※この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｃ．書面決議の手続き

（イ）委託者は、上記「ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「ｂ．投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、各ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ロ）上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ハ）上記（イ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（ニ）重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ホ）上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する各ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（へ）上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

ｄ．反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（上記「ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の場合を除きます。）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ｅ．運用報告書

委託者は、毎年３月、９月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「ｆ．公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

ｆ．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場

合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

ｇ．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｈ．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

ｉ．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．投資信託財産の保存にかかる業務

２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

ｊ．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

ｋ．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から１年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とします。

４【受益者の権利等】

ａ．収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b．償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までにお支払いを開始します。

c. 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

○新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース
○新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース
○新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期特定期間（平成30年9月26日から平成31年 3月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

○新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース
○新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期特定期間（平成30年9月26日から平成31年 3月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

○新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成30年

9月26日から平成31年 3月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,385,691	9,973,836
投資信託受益証券	305,383,974	286,155,210
親投資信託受益証券	300,716	300,537
流動資産合計	332,070,381	296,429,583
資産合計	332,070,381	296,429,583
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,739,389	1,833,022
未払解約金	12,712,070	-
未払受託者報酬	8,451	7,434
未払委託者報酬	295,738	260,118
未払利息	59	19
その他未払費用	839	698
流動負債合計	16,756,546	2,101,291
負債合計	16,756,546	2,101,291
純資産の部		
元本等		
元本	373,938,977	366,604,512
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△58,625,142	△72,276,220
（分配準備積立金）	1,934,308	1,735,287
元本等合計	315,313,835	294,328,292
純資産合計	315,313,835	294,328,292
負債純資産合計	332,070,381	296,429,583

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期特定期間 自　平成30年 3月27日 至　平成30年 9月25日	第17期特定期間 自　平成30年 9月26日 至　平成31年 3月25日
営業収益		
受取配当金	12,223,665	9,942,520
有価証券売買等損益	23,049,414	△10,228,943
その他収益	2,332	-
営業収益合計	35,275,411	△286,423
営業費用		
支払利息	5,639	4,004
受託者報酬	56,836	48,008
委託者報酬	1,989,268	1,680,269
その他費用	5,631	4,512
営業費用合計	2,057,374	1,736,793
営業利益	33,218,037	△2,023,216
経常利益	33,218,037	△2,023,216
当期純利益	33,218,037	△2,023,216
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	367,423	△21,368
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△77,921,038	△58,625,142
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,503,024	1,436,633
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,503,024	1,436,633
剰余金減少額又は欠損金増加額	621,473	205,706
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	621,473	205,706
分配金	24,436,269	12,880,157
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△58,625,142	△72,276,220

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
１． 特定期間末日における受益権の総数 373,938,977口	１． 特定期間末日における受益権の総数 366,604,512口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 58,625,142円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 72,276,220円
３． 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8432円 (1万口当たり純資産額) (8,432円)	３． 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8028円 (1万口当たり純資産額) (8,028円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日

分配金の計算過程	第89期（自　平成30年 3月27日　至　平成30年 4月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,112,866円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（62,830,706円）及び分配準備積立金（2,850,451円）より分配対象収益は67,794,023円（1万口当たり1,570.83円）であり、うち4,315,790円（1万口当たり100円）を分配しております。 第90期（自　平成30年 4月26日　至　平成30年 5月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,757,608円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（59,805,272円）及び分配準備積立金（2,769,771円）より分配対象収益は64,332,651円（1万口当たり1,512.67円）であり、うち4,252,898円（1万口当たり100円）を分配しております。 第91期（自　平成30年 5月26日　至　平成30年 6月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,980,028円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（56,539,273円）及び分配準備積立金（2,368,585円）より分配対象収益は60,887,886円（1万口当たり1,460.53円）であり、うち4,168,800円（1万口当たり100円）を分配しております。 第92期（自　平成30年 6月26日　至　平成30年 7月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,874,941円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（52,306,554円）及び分配準備積立金（2,609,830円）より分配対象収益は56,791,325円（1万口当たり1,407.51円）であり、うち4,034,859円（1万口当たり100円）を分配しております。 第93期（自　平成30年 7月26日　至　平成30年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,728,426円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（49,307,473円）及び分配準備積立金（2,021,976円）より分配対象収益は53,057,875円（1万口当たり1,351.94円）であり、うち3,924,533円（1万口当たり100円）を分配しております。	第95期（自　平成30年 9月26日　至　平成30年10月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,488,547円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（42,451,572円）及び分配準備積立金（1,919,402円）より分配対象収益は45,859,521円（1万口当たり1,238.45円）であり、うち3,702,873円（1万口当たり100円）を分配しております。 第96期（自　平成30年10月26日　至　平成30年11月26日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,329,430円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（39,872,814円）及び分配準備積立金（1,913,652円）より分配対象収益は43,115,896円（1万口当たり1,174.83円）であり、うち1,834,953円（1万口当たり50円）を分配しております。 第97期（自　平成30年11月27日　至　平成30年12月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,348,017円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（38,783,796円）及び分配準備積立金（2,509,101円）より分配対象収益は42,640,914円（1万口当たり1,161.56円）であり、うち1,835,484円（1万口当たり50円）を分配しております。 第98期（自　平成30年12月26日　至　平成31年 1月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,571,106円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（38,797,643円）及び分配準備積立金（2,021,616円）より分配対象収益は42,390,365円（1万口当たり1,154.33円）であり、うち1,836,106円（1万口当たり50円）を分配しております。 第99期（自　平成31年 1月26日　至　平成31年 2月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,563,743円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（38,833,278円）及び分配準備積立金（1,756,611円）より分配対象収益は42,153,632円（1万口当たり1,146.88円）であり、うち1,837,719円（1万口当たり50円）を分配しております。

	第94期（自　平成30年 8月28日　至　平成30年 9月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,709,677円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（44,738,909円）及び分配準備積立金（2,094,325円）より分配対象収益は48,542,911円（1万口当たり1,298.14円）であり、うち3,739,389円（1万口当たり100円）を分配しております。	第100期（自　平成31年 2月26日　至　平成31年 3月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,355,838円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（38,367,975円）及び分配準備積立金（1,845,867円）より分配対象収益は41,569,680円（1万口当たり1,133.89円）であり、うち1,833,022円（1万口当たり50円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

区分	第16期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

３.金融商品に係るリスクの管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
１.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２.時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２.時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第16期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

１　元本の移動

区分	第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
期首元本額	441,090,250円	373,938,977円
期中追加設定元本額	4,076,927円	1,079,532円
期中一部解約元本額	71,228,200円	8,413,997円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	3,941,935	△349,884
親投資信託受益証券	―	△30
合計	3,941,935	△349,914

３　デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＷＡグローバル・ハイ・イールド・ボンド　（マルチ・カレンシー）ファンド－ＵＳＤクラス	249,917,214	286,155,210	
投資信託受益証券 小計		249,917,214	286,155,210	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	298,389	300,537	
親投資信託受益証券 小計		298,389	300,537	
合計		250,215,603	286,455,747	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	91,317,783	60,517,477
投資信託受益証券	1,878,649,975	1,486,806,687
親投資信託受益証券	1,202,864	1,202,148
流動資産合計	1,971,170,622	1,548,526,312
資産合計	1,971,170,622	1,548,526,312
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	20,448,273	8,696,070
未払解約金	6,684,781	181,823
未払受託者報酬	50,272	39,051
未払委託者報酬	1,759,473	1,366,867
未払利息	206	120
その他未払費用	5,020	3,700
流動負債合計	28,948,025	10,287,631
負債合計	28,948,025	10,287,631
純資産の部		
元本等		
元本	5,112,068,367	4,348,035,086
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,169,845,770	△2,809,796,405
（分配準備積立金）	136,975,906	135,984,057
元本等合計	1,942,222,597	1,538,238,681
純資産合計	1,942,222,597	1,538,238,681
負債純資産合計	1,971,170,622	1,548,526,312

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期特定期間 自　平成30年 3月27日 至　平成30年 9月25日	第17期特定期間 自　平成30年 9月26日 至　平成31年 3月25日
営業収益		
受取配当金	258,685,508	95,469,403
有価証券売買等損益	△167,045,009	△146,844,004
その他収益	17,314	-
営業収益合計	91,657,813	△51,374,601
営業費用		
支払利息	37,840	21,942
受託者報酬	369,720	272,643
委託者報酬	12,940,005	9,542,473
その他費用	36,916	25,866
営業費用合計	13,384,481	9,862,924
営業利益	78,273,332	△61,237,525
経常利益	78,273,332	△61,237,525
当期純利益	78,273,332	△61,237,525
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△713,446	2,517,888
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,072,169,695	△3,169,845,770
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,001,151,402	496,144,759
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,001,151,402	496,144,759
剰余金減少額又は欠損金増加額	41,522,918	6,814,603
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	41,522,918	6,814,603
分配金	136,291,337	65,525,378
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,169,845,770	△2,809,796,405

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
１． 特定期間末日における受益権の総数 5,112,068,367口	１． 特定期間末日における受益権の総数 4,348,035,086口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,169,845,770円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,809,796,405円
３． 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3799円 (1万口当たり純資産額) (3,799円)	３． 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3538円 (1万口当たり純資産額) (3,538円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日

分配金の計算過程	第89期（自　平成30年 3月27日　至　平成30年 4月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（46,208,711円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（487,410,439円）及び分配準備積立金（54,771,835円）より分配対象収益は588,390,985円（1万口当たり887.67円）であり、うち26,513,173円（1万口当たり40円）を分配しております。 第90期（自　平成30年 4月26日　至　平成30年 5月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（41,453,177円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（437,510,811円）及び分配準備積立金（67,267,077円）より分配対象収益は546,231,065円（1万口当たり918.12円）であり、うち23,797,476円（1万口当たり40円）を分配しております。 第91期（自　平成30年 5月26日　至　平成30年 6月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（39,219,194円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（418,296,822円）及び分配準備積立金（81,308,747円）より分配対象収益は538,824,763円（1万口当たり947.49円）であり、うち22,747,094円（1万口当たり40円）を分配しております。 第92期（自　平成30年 6月26日　至　平成30年 7月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（38,758,928円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（401,101,094円）及び分配準備積立金（93,923,976円）より分配対象収益は533,783,998円（1万口当たり979.04円）であり、うち21,808,347円（1万口当たり40円）を分配しております。 第93期（自　平成30年 7月26日　至　平成30年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,983,457円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（385,923,477円）及び分配準備積立金（106,756,065円）より分配対象収益は530,662,999円（1万口当たり1,011.87円）であり、うち20,976,974円（1万口当たり40円）を分配しております。	第95期（自　平成30年 9月26日　至　平成30年10月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（36,439,254円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（366,451,078円）及び分配準備積立金（133,422,590円）より分配対象収益は536,312,922円（1万口当たり1,077.43円）であり、うち19,910,503円（1万口当たり40円）を分配しております。 第96期（自　平成30年10月26日　至　平成30年11月26日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,921,600円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（353,256,822円）及び分配準備積立金（144,613,573円）より分配対象収益は507,791,995円（1万口当たり1,058.44円）であり、うち9,594,997円（1万口当たり20円）を分配しております。 第97期（自　平成30年11月27日　至　平成30年12月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,768,979円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（341,239,878円）及び分配準備積立金（140,095,080円）より分配対象収益は491,103,937円（1万口当たり1,059.83円）であり、うち9,267,473円（1万口当たり20円）を分配しております。 第98期（自　平成30年12月26日　至　平成31年 1月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,097,991円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（336,656,552円）及び分配準備積立金（138,704,601円）より分配対象収益は486,459,144円（1万口当たり1,064.22円）であり、うち9,141,889円（1万口当たり20円）を分配しております。 第99期（自　平成31年 1月26日　至　平成31年 2月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,547,922円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（328,325,169円）及び分配準備積立金（137,207,206円）より分配対象収益は476,080,297円（1万口当たり1,068.10円）であり、うち8,914,446円（1万口当たり20円）を分配しております。

	第94期（自　平成30年 8月28日　至　平成30年 9月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（36,710,592円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（376,266,793円）及び分配準備積立金（120,713,587円）より分配対象収益は533,690,972円（1万口当たり1,043.97円）であり、うち20,448,273円（1万口当たり40円）を分配しております。	第100期（自　平成31年 2月26日　至　平成31年 3月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,173,964円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（320,316,347円）及び分配準備積立金（135,506,163円）より分配対象収益は464,996,474円（1万口当たり1,069.42円）であり、うち8,696,070円（1万口当たり20円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

区分	第16期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

３.金融商品に係るリスクの管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
１.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２.時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２.時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第16期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

１　元本の移動

区分	第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
期首元本額	6,688,345,812円	5,112,068,367円
期中追加設定元本額	69,127,079円	10,688,507円
期中一部解約元本額	1,645,404,524円	774,721,788円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△25,744,593	△1,822,811
親投資信託受益証券	―	△119
合計	△25,744,593	△1,822,930

３　デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＷＡグローバル・ハイ・イールド・ボンド　（マルチ・カレンシー）ファンド－ＡＵＤクラス	3,038,019,385	1,486,806,687	
投資信託受益証券 小計		3,038,019,385	1,486,806,687	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	1,193,555	1,202,148	
親投資信託受益証券 小計		1,193,555	1,202,148	
合計		3,039,212,940	1,488,008,835	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	409,974,928	323,388,285
投資信託受益証券	8,919,462,932	7,857,294,650
親投資信託受益証券	6,415,277	6,411,458
流動資産合計	9,335,853,137	8,187,094,393
資産合計	9,335,853,137	8,187,094,393
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	145,837,301	87,704,342
未払解約金	49,851,794	15,402,606
未払受託者報酬	234,161	210,366
未払委託者報酬	8,195,508	7,362,796
未払利息	924	643
その他未払費用	23,407	19,975
流動負債合計	204,143,095	110,700,728
負債合計	204,143,095	110,700,728
純資産の部		
元本等		
元本	48,612,433,832	43,852,171,313
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△39,480,723,790	△35,775,777,648
（分配準備積立金）	2,518,546,941	2,416,495,842
元本等合計	9,131,710,042	8,076,393,665
純資産合計	9,131,710,042	8,076,393,665
負債純資産合計	9,335,853,137	8,187,094,393

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期特定期間 自　平成30年 3月27日 至　平成30年 9月25日	第17期特定期間 自　平成30年 9月26日 至　平成31年 3月25日
営業収益		
受取配当金	1,504,270,147	814,183,371
有価証券売買等損益	△2,326,082,030	△312,172,101
その他収益	82,846	-
営業収益合計	△821,729,037	502,011,270
営業費用		
支払利息	162,020	121,535
受託者報酬	1,738,427	1,432,504
委託者報酬	60,844,769	50,137,678
その他費用	173,784	136,150
営業費用合計	62,919,000	51,827,867
営業利益	△884,648,037	450,183,403
経常利益	△884,648,037	450,183,403
当期純利益	△884,648,037	450,183,403
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△21,441,542	9,568,588
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△43,834,959,069	△39,480,723,790
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,575,479,921	4,251,135,280
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,575,479,921	4,251,135,280
剰余金減少額又は欠損金増加額	433,002,737	389,743,162
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	433,002,737	389,743,162
分配金	925,035,410	597,060,791
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△39,480,723,790	△35,775,777,648

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
１． 特定期間末日における受益権の総数 48,612,433,832口	１． 特定期間末日における受益権の総数 43,852,171,313口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 39,480,723,790円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 35,775,777,648円
３． 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.1878円 (1万口当たり純資産額) (1,878円)	３． 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.1842円 (1万口当たり純資産額) (1,842円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日

分配金の計算過程	第89期（自　平成30年 3月27日　至　平成30年 4月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（246,037,315円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,759,594,335円）及び分配準備積立金（2,336,253,927円）より分配対象収益は10,341,885,577円（1万口当たり1,877.24円）であり、うち165,270,723円（1万口当たり30円）を分配しております。 第90期（自　平成30年 4月26日　至　平成30年 5月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（244,308,996円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,471,650,818円）及び分配準備積立金（2,325,191,564円）より分配対象収益は10,041,151,378円（1万口当たり1,893.54円）であり、うち159,084,070円（1万口当たり30円）を分配しております。 第91期（自　平成30年 5月26日　至　平成30年 6月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（236,107,170円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,260,293,260円）及び分配準備積立金（2,339,308,261円）より分配対象収益は9,835,708,691円（1万口当たり1,909.53円）であり、うち154,523,435円（1万口当たり30円）を分配しております。 第92期（自　平成30年 6月26日　至　平成30年 7月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（232,389,901円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,122,977,276円）及び分配準備積立金（2,368,277,230円）より分配対象収益は9,723,644,407円（1万口当たり1,925.79円）であり、うち151,473,706円（1万口当たり30円）を分配しております。 第93期（自　平成30年 7月26日　至　平成30年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（230,358,126円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,002,521,051円）及び分配準備積立金（2,404,095,763円）より分配対象収益は9,636,974,940円（1万口当たり1,942.31円）であり、うち148,846,175円（1万口当たり30円）を分配しております。	第95期（自　平成30年 9月26日　至　平成30年10月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（234,253,232円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,766,804,008円）及び分配準備積立金（2,477,991,480円）より分配対象収益は9,479,048,720円（1万口当たり1,979.10円）であり、うち143,685,614円（1万口当たり30円）を分配しております。 第96期（自　平成30年10月26日　至　平成30年11月26日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（109,080,338円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,700,743,897円）及び分配準備積立金（2,534,487,281円）より分配対象収益は9,344,311,516円（1万口当たり1,972.20円）であり、うち94,759,339円（1万口当たり20円）を分配しております。 第97期（自　平成30年11月27日　至　平成30年12月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（106,662,512円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,489,770,235円）及び分配準備積立金（2,460,432,278円）より分配対象収益は9,056,865,025円（1万口当たり1,975.64円）であり、うち91,684,595円（1万口当たり20円）を分配しております。 第98期（自　平成30年12月26日　至　平成31年 1月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（111,973,673円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,369,212,061円）及び分配準備積立金（2,426,383,842円）より分配対象収益は8,907,569,576円（1万口当たり1,980.62円）であり、うち89,946,181円（1万口当たり20円）を分配しております。 第99期（自　平成31年 1月26日　至　平成31年 2月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（108,762,114円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,325,769,155円）及び分配準備積立金（2,426,850,644円）より分配対象収益は8,861,381,913円（1万口当たり1,985.05円）であり、うち89,280,720円（1万口当たり20円）を分配しております。

	第94期（自　平成30年 8月28日　至　平成30年 9月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（231,874,437円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,864,338,014円）及び分配準備積立金（2,432,509,805円）より分配対象収益は9,528,722,256円（1万口当たり1,960.12円）であり、うち145,837,301円（1万口当たり30円）を分配しております。	第100期（自　平成31年 2月26日　至　平成31年 3月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（103,072,679円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,216,452,819円）及び分配準備積立金（2,401,127,505円）より分配対象収益は8,720,653,003円（1万口当たり1,988.63円）であり、うち87,704,342円（1万口当たり20円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

区分	第16期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

３.金融商品に係るリスクの管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
１.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２.時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２.時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第16期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

１　元本の移動

区分	第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
期首元本額	56,372,980,787円	48,612,433,832円
期中追加設定元本額	547,487,553円	482,499,720円
期中一部解約元本額	8,308,034,508円	5,242,762,239円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第16期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第17期特定期間末 平成31年 3月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△36,405,971	77,794,996
親投資信託受益証券	―	△637
合計	△36,405,971	77,794,359

３　デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＷＡグローバル・ハイ・イールド・ボンド　（マルチ・カレンシー）ファンド－ＢＲＬクラス	55,567,854,674	7,857,294,650	
投資信託受益証券 小計		55,567,854,674	7,857,294,650	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	6,365,626	6,411,458	
親投資信託受益証券 小計		6,365,626	6,411,458	
合計		55,574,220,300	7,863,706,108	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第12期特定期間末 平成31年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,360,579	7,601,022
投資信託受益証券	249,247,810	150,998,928
親投資信託受益証券	99,980	99,921
流動資産合計	258,708,369	158,699,871
資産合計	258,708,369	158,699,871
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,619,927	1,697,680
未払解約金	2,133	845,162
未払受託者報酬	6,703	3,939
未払委託者報酬	234,554	137,848
未払利息	21	15
その他未払費用	659	367
流動負債合計	2,863,997	2,685,011
負債合計	2,863,997	2,685,011
純資産の部		
元本等		
元本	374,275,419	242,525,731
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△118,431,047	△86,510,871
（分配準備積立金）	12,515,333	7,698,498
元本等合計	255,844,372	156,014,860
純資産合計	255,844,372	156,014,860
負債純資産合計	258,708,369	158,699,871

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期特定期間 自　平成30年 3月27日 至　平成30年 9月25日	第12期特定期間 自　平成30年 9月26日 至　平成31年 3月25日
営業収益		
受取配当金	26,126,437	11,906,063
有価証券売買等損益	5,957,156	△14,248,941
その他収益	1,974	-
営業収益合計	32,085,567	△2,342,878
営業費用		
支払利息	4,763	2,961
受託者報酬	47,960	28,341
委託者報酬	1,678,457	991,982
その他費用	4,728	2,635
営業費用合計	1,735,908	1,025,919
営業利益	30,349,659	△3,368,797
経常利益	30,349,659	△3,368,797
当期純利益	30,349,659	△3,368,797
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	733,404	△1,232,544
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△163,862,140	△118,431,047
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,110,097	46,997,112
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,110,097	46,997,112
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,011,146	1,799,025
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,011,146	1,799,025
分配金	18,284,113	11,141,658
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△118,431,047	△86,510,871

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第12期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第12期特定期間末 平成31年 3月25日現在
１． 特定期間末日における受益権の総数 374,275,419口	１． 特定期間末日における受益権の総数 242,525,731口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 118,431,047円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 86,510,871円
３． 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6836円 (1万口当たり純資産額) (6,836円)	３． 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6433円 (1万口当たり純資産額) (6,433円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第11期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第12期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日

分配金の計算過程	第57期（自　平成30年 3月27日　至　平成30年 4月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,466,601円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（107,804,809円）及び分配準備積立金（9,105,847円）より分配対象収益は121,377,257円（1万口当たり2,560.65円）であり、うち3,318,037円（1万口当たり70円）を分配しております。 第58期（自　平成30年 4月26日　至　平成30年 5月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,275,059円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（107,278,517円）及び分配準備積立金（10,197,426円）より分配対象収益は121,751,002円（1万口当たり2,581.37円）であり、うち3,301,536円（1万口当たり70円）を分配しております。 第59期（自　平成30年 5月26日　至　平成30年 6月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,191,232円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（102,837,291円）及び分配準備積立金（10,725,224円）より分配対象収益は117,753,747円（1万口当たり2,604.73円）であり、うち3,164,521円（1万口当たり70円）を分配しております。 第60期（自　平成30年 6月26日　至　平成30年 7月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,163,120円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（97,483,211円）及び分配準備積立金（11,140,631円）より分配対象収益は112,786,962円（1万口当たり2,632.33円）であり、うち2,999,246円（1万口当たり70円）を分配しております。 第61期（自　平成30年 7月26日　至　平成30年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,774,283円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（93,648,716円）及び分配準備積立金（11,829,805円）より分配対象収益は109,252,804円（1万口当たり2,654.64円）であり、うち2,880,846円（1万口当たり70円）を分配しております。	第63期（自　平成30年 9月26日　至　平成30年10月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,100,942円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（76,140,408円）及び分配準備積立金（11,163,328円）より分配対象収益は90,404,678円（1万口当たり2,705.13円）であり、うち2,339,367円（1万口当たり70円）を分配しております。 第64期（自　平成30年10月26日　至　平成30年11月26日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,533,548円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（59,500,300円）及び分配準備積立金（9,434,516円）より分配対象収益は70,468,364円（1万口当たり2,698.74円）であり、うち1,827,804円（1万口当たり70円）を分配しております。 第65期（自　平成30年11月27日　至　平成30年12月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,546,294円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（58,214,088円）及び分配準備積立金（8,935,867円）より分配対象収益は68,696,249円（1万口当たり2,689.60円）であり、うち1,787,887円（1万口当たり70円）を分配しております。 第66期（自　平成30年12月26日　至　平成31年 1月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,671,294円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（58,314,334円）及び分配準備積立金（8,694,248円）より分配対象収益は68,679,876円（1万口当たり2,684.96円）であり、うち1,790,555円（1万口当たり70円）を分配しております。 第67期（自　平成31年 1月26日　至　平成31年 2月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,541,936円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（55,322,097円）及び分配準備積立金（8,144,669円）より分配対象収益は65,008,702円（1万口当たり2,679.39円）であり、うち1,698,365円（1万口当たり70円）を分配しております。

	第62期（自　平成30年 8月28日　至　平成30年 9月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,508,476円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（85,177,970円）及び分配準備積立金（11,626,784円）より分配対象収益は100,313,230円（1万口当たり2,680.18円）であり、うち2,619,927円（1万口当たり70円）を分配しております。	第68期（自　平成31年 2月26日　至　平成31年 3月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,448,488円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（55,338,999円）及び分配準備積立金（7,947,690円）より分配対象収益は64,735,177円（1万口当たり2,669.19円）であり、うち1,697,680円（1万口当たり70円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

区分	第11期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第12期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

３.金融商品に係るリスクの管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第11期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第12期特定期間末 平成31年 3月25日現在
１.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２.時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２.時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第11期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第12期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

１　元本の移動

区分	第11期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第12期特定期間末 平成31年 3月25日現在
期首元本額	473,339,655円	374,275,419円
期中追加設定元本額	3,023,277円	5,358,414円
期中一部解約元本額	102,087,513円	137,108,102円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第12期特定期間末 平成31年 3月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	4,439,739	△426,249
親投資信託受益証券	―	△10
合計	4,439,739	△426,259

３　デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＷＡグローバル・ハイ・イールド・ボンド　（マルチ・カレンシー）ファンド－ＭＸＮクラス	266,406,013	150,998,928	
投資信託受益証券 小計		266,406,013	150,998,928	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	99,207	99,921	
親投資信託受益証券 小計		99,207	99,921	
合計		266,505,220	151,098,849	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第12期特定期間末 平成31年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,038,200	19,293,514
投資信託受益証券	241,626,749	249,140,799
親投資信託受益証券	99,980	99,921
流動資産合計	273,764,929	268,534,234
資産合計	273,764,929	268,534,234
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,696,715	5,437,176
未払解約金	15,047,397	8,462,810
未払受託者報酬	6,580	7,022
未払委託者報酬	230,264	245,745
未払利息	72	38
その他未払費用	649	660
流動負債合計	20,981,677	14,153,451
負債合計	20,981,677	14,153,451
純資産の部		
元本等		
元本	712,089,475	679,647,082
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△459,306,223	△425,266,299
（分配準備積立金）	28,296,009	28,942,464
元本等合計	252,783,252	254,380,783
純資産合計	252,783,252	254,380,783
負債純資産合計	273,764,929	268,534,234

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期特定期間 自　平成30年 3月27日 至　平成30年 9月25日	第12期特定期間 自　平成30年 9月26日 至　平成31年 3月25日
営業収益		
受取配当金	49,121,969	41,450,507
有価証券売買等損益	△130,246,671	8,513,991
その他収益	2,443	-
営業収益合計	△81,122,259	49,964,498
営業費用		
支払利息	7,054	5,113
受託者報酬	52,657	44,407
委託者報酬	1,842,849	1,554,267
その他費用	5,205	4,163
営業費用合計	1,907,765	1,607,950
営業利益	△83,030,024	48,356,548
経常利益	△83,030,024	48,356,548
当期純利益	△83,030,024	48,356,548
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△9,785	1,267,038
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△343,060,139	△459,306,223
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,186,102	84,002,035
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,186,102	84,002,035
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,192,468	63,653,100
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	49,192,468	63,653,100
分配金	34,219,479	33,398,521
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△459,306,223	△425,266,299

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第12期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第12期特定期間末 平成31年 3月25日現在
１． 特定期間末日における受益権の総数 712,089,475口	１． 特定期間末日における受益権の総数 679,647,082口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 459,306,223円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 425,266,299円
３． 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3550円 (1万口当たり純資産額) (3,550円)	３． 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3743円 (1万口当たり純資産額) (3,743円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第11期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第12期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日

分配金の計算過程	第57期（自　平成30年 3月27日　至　平成30年 4月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,499,843円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（108,536,592円）及び分配準備積立金（18,943,801円）より分配対象収益は134,980,236円（1万口当たり1,886.22円）であり、うち5,724,820円（1万口当たり80円）を分配しております。 第58期（自　平成30年 4月26日　至　平成30年 5月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,659,161円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（108,532,006円）及び分配準備積立金（20,610,341円）より分配対象収益は136,801,508円（1万口当たり1,913.43円）であり、うち5,719,571円（1万口当たり80円）を分配しております。 第59期（自　平成30年 5月26日　至　平成30年 6月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,826,476円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（109,211,191円）及び分配準備積立金（22,549,931円）より分配対象収益は139,587,598円（1万口当たり1,942.37円）であり、うち5,749,086円（1万口当たり80円）を分配しております。 第60期（自　平成30年 6月26日　至　平成30年 7月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,558,562円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（106,018,257円）及び分配準備積立金（23,416,462円）より分配対象収益は136,993,281円（1万口当たり1,972.15円）であり、うち5,557,073円（1万口当たり80円）を分配しております。 第61期（自　平成30年 7月26日　至　平成30年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,830,849円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（111,136,118円）及び分配準備積立金（25,402,536円）より分配対象収益は144,369,503円（1万口当たり2,000.88円）であり、うち5,772,214円（1万口当たり80円）を分配しております。	第63期（自　平成30年 9月26日　至　平成30年10月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,136,140円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（111,144,357円）及び分配準備積立金（28,103,941円）より分配対象収益は147,384,438円（1万口当たり2,068.93円）であり、うち5,698,907円（1万口当たり80円）を分配しております。 第64期（自　平成30年10月26日　至　平成30年11月26日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,395,711円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（107,405,573円）及び分配準備積立金（29,134,760円）より分配対象収益は142,936,044円（1万口当たり2,082.53円）であり、うち5,490,825円（1万口当たり80円）を分配しております。 第65期（自　平成30年11月27日　至　平成30年12月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,101,358円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（108,686,932円）及び分配準備積立金（28,626,172円）より分配対象収益は143,414,462円（1万口当たり2,093.91円）であり、うち5,479,249円（1万口当たり80円）を分配しております。 第66期（自　平成30年12月26日　至　平成31年 1月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,506,518円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（111,154,067円）及び分配準備積立金（28,923,258円）より分配対象収益は146,583,843円（1万口当たり2,108.13円）であり、うち5,562,560円（1万口当たり80円）を分配しております。 第67期（自　平成31年 1月26日　至　平成31年 2月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,453,429円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（115,810,714円）及び分配準備積立金（29,659,196円）より分配対象収益は151,923,339円（1万口当たり2,121.14円）であり、うち5,729,804円（1万口当たり80円）を分配しております。

	第62期（自　平成30年 8月28日　至　平成30年 9月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,061,560円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（110,892,708円）及び分配準備積立金（25,931,164円）より分配対象収益は144,885,432円（1万口当たり2,034.62円）であり、うち5,696,715円（1万口当たり80円）を分配しております。	第68期（自　平成31年 2月26日　至　平成31年 3月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,193,057円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（110,708,636円）及び分配準備積立金（28,186,583円）より分配対象収益は145,088,276円（1万口当たり2,134.74円）であり、うち5,437,176円（1万口当たり80円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

区分	第11期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第12期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

３.金融商品に係るリスクの管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第11期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第12期特定期間末 平成31年 3月25日現在
１.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２.時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２.時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第11期特定期間 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第12期特定期間 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

１　元本の移動

区分	第11期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第12期特定期間末 平成31年 3月25日現在
期首元本額	712,947,905円	712,089,475円
期中追加設定元本額	83,453,966円	105,924,874円
期中一部解約元本額	84,312,396円	138,367,267円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期特定期間末 平成30年 9月25日現在	第12期特定期間末 平成31年 3月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	1,490,501	△16,432,338
親投資信託受益証券	―	△10
合計	1,490,501	△16,432,348

３　デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＷＡグローバル・ハイ・イールド・ボンド　（マルチ・カレンシー）ファンド－ＴＲＹクラス	829,916,055	249,140,799	
投資信託受益証券 小計		829,916,055	249,140,799	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	99,207	99,921	
親投資信託受益証券 小計		99,207	99,921	
合計		830,015,262	249,240,720	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期 平成30年 9月25日現在	第17期 平成31年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,917	48,681
親投資信託受益証券	950,461	949,895
流動資産合計	999,378	998,576
資産合計	999,378	998,576
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	153	148
未払委託者報酬	83	91
流動負債合計	236	239
負債合計	236	239
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	1,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△858	△1,663
（分配準備積立金）	9,876	9,876
元本等合計	999,142	998,337
純資産合計	999,142	998,337
負債純資産合計	999,378	998,576

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 自　平成30年 3月27日 至　平成30年 9月25日	第17期 自　平成30年 9月26日 至　平成31年 3月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	△377	△566
営業収益合計	△377	△566
営業費用		
受託者報酬	153	148
委託者報酬	83	91
営業費用合計	236	239
営業利益	△613	△805
経常利益	△613	△805
当期純利益	△613	△805
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△245	△858
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△858	△1,663

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

第16期 平成30年 9月25日現在	第17期 平成31年 3月25日現在
１．　計算期間末日における受益権の総数 1,000,000口 ２．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　858円 ３．　計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.9991円 (1万口当たり純資産額)　(9,991円)	１．　計算期間末日における受益権の総数 1,000,000口 ２．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　1,663円 ３．　計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.9983円 (1万口当たり純資産額)　(9,983円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,727円）及び分配準備積立金（9,876円）より分配対象収益は16,603円（1万口当たり166.03円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,727円）及び分配準備積立金（9,876円）より分配対象収益は16,603円（1万口当たり166.03円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

区分	第16期 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日

１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
３.金融商品に係るリスクの管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第16期 平成30年 9月25日現在	第17期 平成31年 3月25日現在
１.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２.時価の算定方法	２.時価の算定方法

親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第16期 自 平成30年 3月27日 至 平成30年 9月25日	第17期 自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

１　元本の移動

区分	第16期 平成30年 9月25日現在	第17期 平成31年 3月25日現在
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	－円	－円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第16期 平成30年 9月25日現在	第17期 平成31年 3月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	△377	△566
合計	△377	△566

３　デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	943,105	949,895	
合計		943,105	949,895	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース、新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース、新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース、新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース及び新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコースは、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－ＵＳＤクラス」、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－ＡＵＤクラス」、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－ＢＲＬクラス」、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－MXNクラス」及び「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－ＴＲＹクラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース、新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース、新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース、新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース、新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース及び新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンドは、「国内短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－ＵＳＤクラス」、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－ＡＵＤクラス」、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－ＢＲＬクラス」、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－MXNクラス」及び「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド－ＴＲＹクラス」は、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マ

ルチ・カレンシー）ファンド」の個別クラスとなっております。

「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド」はケイマン諸島の法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成30年3月31日現在の「資産・負債計算書」は、米国で一般的に認められている会計基準に準拠して作成されており、独立監査人の監査を受けております。同ファンドの平成30年9月30日現在の「投資明細表」は、米国で一般的に認められている会計基準に準拠して作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの「資産・負債計算書」及び「投資明細表」は、同ファンドの副投資顧問会社であるウエスタン・アセット・マネジメント株式会社から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものでありますが、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

資産・負債計算書
2018年3月31日現在
（日本円表示）

資産	
有価証券投資－評価額（取得原価18,345,098,748円）	17,194,647,640円
外貨現金および外貨現金同等物－評価額(取得原価83,252,698円)	83,395,702円
ブローカーに対する債権	408,136,284円
為替予約未実現利益	472,872,933円
未収利息	300,740,603円
投資売却未収入金	147,334,324円
その他の未収入金	362,591円
資産合計	18,607,490,077円
負債	
為替予約未実現損失	783,567,130円
投資購入未払金	79,936,434円
償還未払金	9,000,000円
未払管理会社報酬	21,645,747円
未払費用	17,376,552円
負債合計	911,525,863円
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	17,695,964,214円
ＪＰＹクラス	
1,837,847,340円／2,599,641,482口	0.707円
ＵＳＤクラス	
446,745,863円／396,684,401口	1.126円
ＡＵＤクラス	
2,539,171,842円／4,366,009,209口	0.582円
ＢＲＬクラス	
12,200,952,974円／65,446,125,154口	0.186円
ＭＸＮクラス	
309,736,067円／510,909,209口	0.606円
ＴＲＹクラス	
361,510,128円／783,904,088口	0.461円

投資明細表
2018年9月30日現在（無監査）
（日本円表示）

元本金額**		利率（%）	償還日	取得原価（円）	評価額（円）
	債券－91.4%				
	オーストラリア－0.4%				
	鉱業－0.4%				
USD 400,000	BHP Billiton Finance USA Ltd. 144A ~	6.750	2075/10/19	46,360,391	49,920,491
USD 932,290	Midwest Vanadium Pty Ltd. 144A ±	11.500	2018/02/15	68,854,670	10,590
				115,215,061	49,931,081
	オーストラリア合計			115,215,061	49,931,081
	バハマ－0.5%				
	レジャー－0.5%				
USD 548,000	Silversea Cruise Finance Ltd. 144A	7.250	2025/02/01	64,536,483	68,002,045
	バハマ合計			64,536,483	68,002,045
	バミューダ－1.1%				
	レジャー－1.1%				
USD 524,000	NCL Corp. Ltd. 144A	4.750	2021/12/15	61,383,473	60,039,187
USD 200,000	Viking Cruises Ltd. 144A	6.250	2025/05/15	22,496,410	22,830,532
USD 200,000	Viking Cruises Ltd. 144A	5.875	2027/09/15	22,241,596	22,223,989
USD 370,000	VOC Escrow Ltd. 144A	5.000	2028/02/15	39,474,652	40,599,137
				145,596,131	145,692,845
	バミューダ合計			145,596,131	145,692,845
	カナダ－5.0%				
	鉱業－1.7%				
USD 420,000	First Quantum Minerals Ltd. 144A	7.250	2023/04/01	48,926,291	45,707,917
USD 200,000	First Quantum Minerals Ltd. 144A	6.500	2024/03/01	21,577,973	20,871,195
USD 200,000	First Quantum Minerals Ltd. 144A	6.875	2026/03/01	20,462,664	20,729,214
USD 750,000	Hudbay Minerals Inc. 144A	7.625	2025/01/15	87,821,654	88,383,121
USD 430,000	Northwest Acquisitions ULC/Dominion Finco Inc. 144A	7.125	2022/11/01	49,552,693	50,062,472
				228,341,275	225,753,919
	石油およびガス－2.3%				
USD 400,000	MEG Energy Corp. 144A	6.375	2023/01/30	44,916,198	41,572,013
USD 500,000	MEG Energy Corp. 144A	7.000	2024/03/31	55,659,650	52,106,997
USD 530,000	Precision Drilling Corp. 144A	7.125	2026/01/15	61,341,502	62,005,906
USD 330,000	Teine Energy Ltd. 144A	6.875	2022/09/30	36,849,193	37,951,499
USD 800,000	Trinidad Drilling Ltd. 144A	6.625	2025/02/15	93,571,475	90,413,448
CAD 290,000	Vesta Energy Corp. 144A	8.125	2023/07/24	24,836,290	25,196,617
				317,174,308	309,246,480
	製薬－0.4%				
USD 470,000	Bausch Health Cos Inc. 144A	7.000	2024/03/15	54,759,729	56,534,530
	小売－0.6%				
USD 750,000	1011778 BC ULC/New Red Finance Inc. 144A	5.000	2025/10/15	84,291,694	81,781,861
	カナダ合計			684,567,006	673,316,790
	ケイマン諸島－1.5%				
	石油およびガス－1.0%				
USD 550,000	Shelf Drilling Holdings Ltd. 144A	8.250	2025/02/15	61,040,163	64,658,110
USD 250,000	Transocean Guardian Ltd. 144A	5.875	2024/01/15	27,416,984	28,751,136
USD 250,000	Transocean Inc. 144A	9.000	2023/07/15	29,769,199	30,951,840
USD 80,000	Transocean Pontus Ltd. 144A	6.125	2025/08/01	8,840,023	9,257,065

					127,066,369	133,618,151
		運送およびリース－0.5%				
USD	220,000	Park Aerospace Holdings Ltd. 144A	5.250	2022/08/15	25,319,734	25,301,000
USD	370,000	Park Aerospace Holdings Ltd. 144A	5.500	2024/02/15	42,792,877	43,182,076
					68,112,611	68,483,076
		ケイマン諸島合計			195,178,980	202,101,227

	元本金額**		利率 (%)	償還日	取得原価 (円)	評価額 (円)
		コロンビア－0.4%				
		石油およびガス－0.4%				
USD	420,000	Ecopetrol SA	5.875	2023/09/18	41,779,525	50,949,568
		コロンビア合計			41,779,525	50,949,568
		フランス－1.6%				
		銀行－0.6%				
USD	320,000	BNP Paribas SA 144A @~	7.375	－	39,638,301	38,253,521
USD	340,000	Credit Agricole SA 144A @~	8.125	－	40,099,068	42,576,697
					79,737,369	80,830,218
		マスメディア－1.0%				
USD	1,200,000	Altice France SA/France 144A	7.375	2026/05/01	139,293,741	136,812,812
		フランス合計			219,031,110	217,643,030
		ドイツ－0.4%				
		商業サービス－0.1%				
EUR	100,000	Blitz F18-674 GmbH 144A	6.000	2026/07/30	13,131,398	13,348,483
		製薬－0.3%				
EUR	310,000	Nidda BondCo GmbH	5.000	2025/09/30	42,444,036	40,622,842
		ドイツ合計			55,575,434	53,971,325
		アイルランド－0.6%				
		梱包およびコンテナ－0.6%				
USD	510,000	Ardagh Packaging Finance PLC/Ardagh Holdings USA Inc. 144A	4.625	2023/05/15	55,578,245	57,493,753
USD	200,000	Ardagh Packaging Finance PLC/Ardagh Holdings USA Inc. 144A	6.000	2025/02/15	23,035,688	22,291,004
					78,613,933	79,784,757
		アイルランド合計			78,613,933	79,784,757
		チャンネル諸島ジャージー－0.4%				
		保険－0.4%				
GBP	330,000	Galaxy Bidco Ltd.	6.375	2020/11/15	60,996,290	49,126,055
		チャンネル諸島ジャージー合計			60,996,290	49,126,055
		ルクセンブルグ－2.5%				
		化学－0.3%				
EUR	400,000	Monitchem HoldCo 2 SA	6.875	2022/06/15	55,381,382	47,832,190
		総合金融サービス－0.3%				
EUR	300,000	Garfunkelux Holdco 3 SA	7.500	2022/08/01	40,586,116	39,065,303
		鉄／鉄鋼－0.5%				
USD	380,000	ArcelorMittal	6.125	2025/06/01	47,035,524	46,959,300
USD	130,000	ArcelorMittal	6.750	2041/03/01	16,063,049	16,901,338
					63,098,573	63,860,638
		マスメディア－0.3%				
USD	440,000	Altice Luxembourg SA 144A	7.750	2022/05/15	45,131,411	48,727,851
		梱包およびコンテナ－0.6%				

USD	365,993	ARD Securities Finance SARL PIK 144A	8.750	2023/01/31	41,902,329	41,779,074
EUR	280,000	Hercule Debtco SARL PIK 144A	6.750	2024/06/30	38,291,387	36,087,124
					80,193,716	77,866,198
		電気通信－0.5%				
USD	520,000	Intelsat Jackson Holdings SA 144A	8.000	2024/02/15	58,850,647	62,312,585
		ルクセンブルグ合計			343,241,845	339,664,765
		マーシャル諸島－0.4%				
		運輸－0.4%				
USD	600,000	Navios Maritime Acquisition Corp./Navios Acquisition Finance US Inc. 144A	8.125	2021/11/15	62,172,521	56,633,348
		マーシャル諸島合計			62,172,521	56,633,348

元本金額**			利率（%）	償還日	取得原価（円）	評価額（円）
		メキシコ－0.6%				
		銀行－0.2%				
USD	200,000	Banco Mercantil del Norte SA/Grand Cayman 144A @ ~	6.875	－	22,517,451	22,836,438
		建材－0.4%				
USD	530,000	Cemex SAB de CV 144A	6.125	2025/05/05	64,453,193	62,358,678
		メキシコ合計			86,970,644	85,195,116
		モロッコ－0.5%				
		化学－0.5%				
USD	550,000	OCP SA 144A	5.625	2024/04/25	55,936,896	64,322,263
		モロッコ合計			55,936,896	64,322,263
		オランダ－3.6%				
		アパレル－0.3%				
EUR	330,000	CBR Fashion Finance BV	5.125	2022/10/01	44,172,836	36,920,861
		銀行－0.6%				
USD	740,000	ABN AMRO Bank NV 144A	4.750	2025/07/28	91,443,296	84,430,268
		エンジニアリングおよび建設－0.1%				
EUR	100,000	Promontoria Holding 264 BV 144A	6.750	2023/08/15	12,959,996	13,334,235
		マスメディア－0.5%				
USD	610,000	UPC Holding BV 144A	5.500	2028/01/15	68,591,425	65,931,134
		鉱業－1.0%				
USD	820,000	Alcoa Nederland Holding BV 144A	7.000	2026/09/30	84,402,948	100,474,216
USD	270,000	Alcoa Nederland Holding BV 144A	6.125	2028/05/15	29,637,862	31,587,915
					114,040,810	132,062,131
		石油およびガス－0.6%				
USD	800,000	Petrobras Global Finance BV	6.850	2115/06/05	80,748,232	78,146,297
		小売－0.5%				
EUR	281,000	Maxeda DIY Holding BV	6.125	2022/07/15	34,774,264	35,864,868
EUR	300,000	Maxeda DIY Holding BV 144A	6.125	2022/07/15	39,505,880	38,289,894
					74,280,144	74,154,762
		オランダ合計			486,236,739	484,979,688
		スペイン－0.5%				
		小売－0.5%				
EUR	440,000	Tendam Brands SAU 144A ~	5.250	2024/09/15	57,291,667	55,938,802
EUR	150,000	Tendam Brands SAU 144A	5.000	2024/09/15	19,779,007	18,846,471
					77,070,674	74,785,273
		スペイン合計			77,070,674	74,785,273

		英国－2.8%				
		総合金融サービス－0.3%				
USD	342,000	Travelport Corporate Finance PLC 144A	6.000	2026/03/15	36,764,719	39,551,811
		娯楽－0.4%				
USD	400,000	International Game Technology PLC 144A	6.500	2025/02/15	48,738,907	47,364,834
		食品－0.2%				
GBP	200,000	Boparan Finance PLC	5.500	2021/07/15	36,542,214	27,112,280
		持株会社－総合－0.4%				
GBP	320,000	Co-operative Group Holdings 2011 Ltd. #	7.500	2026/07/08	45,061,845	56,142,675
		レジャー－0.1%				
GBP	130,000	Pinnacle Bidco PLC 144A	6.375	2025/02/15	20,040,196	19,872,015
		マスメディア－0.9%				
USD	200,000	Virgin Media Finance PLC 144A	6.375	2023/04/15	24,644,374	23,370,059
USD	850,000	Virgin Media Secured Finance PLC 144A	5.500	2026/08/15	92,491,885	95,581,554
					117,136,259	118,951,613
		石油およびガスサービス－0.5%				
USD	550,000	KCA Deutag UK Finance PLC 144A	9.875	2022/04/01	63,751,170	62,471,604
		英国合計			368,035,310	371,466,832

元本金額**			利率 (%)	償還日	取得原価 (円)	評価額 (円)
		米国－68.6%				
		航空宇宙／防衛－0.3%				
USD	350,000	BBA US Holdings Inc. 144A	5.375	2026/05/01	37,905,729	39,903,737
		農業－0.2%				
USD	250,000	Pyxus International Inc.	9.875	2021/07/15	25,152,121	27,721,774
		航空会社－0.0%				
USD	310	Continental Airlines 2000-1 Class B Pass Through Trust	8.388	2022/05/01	25,701	38,610
		アパレル－1.2%				
USD	200,000	Hanesbrands Inc. 144A	4.625	2024/05/15	21,242,698	22,191,617
USD	640,000	Hanesbrands Inc. 144A	4.875	2026/05/15	70,083,479	69,877,328
USD	590,000	Levi Strauss & Co.	5.000	2025/05/01	71,082,234	67,162,426
					162,408,411	159,231,371
		自動車製造－0.7%				
USD	470,000	Allison Transmission Inc. 144A	4.750	2027/10/01	53,287,326	50,515,391
USD	400,000	JB Poindexter & Co. Inc. 144A	7.125	2026/04/15	43,514,949	47,364,834
					96,802,275	97,880,225
		銀行－0.8%				
USD	330,000	CIT Group Inc.	6.125	2028/03/09	34,987,277	39,263,403
USD	550,000	Goldman Sachs Group Inc./The	5.150	2045/05/22	66,283,737	63,896,444
					101,271,014	103,159,847
		飲料－0.3%				
USD	300,000	Cott Holdings Inc. 144A	5.500	2025/04/01	35,056,168	33,351,318
		建材－0.4%				
USD	440,000	Standard Industries Inc./NJ 144A	4.750	2028/01/15	49,517,447	46,351,431
		化学－1.0%				
USD	420,000	Olin Corp.	5.125	2027/09/15	46,176,896	46,274,421
USD	500,000	Valvoline Inc.	5.500	2024/07/15	54,789,408	57,076,329
USD	270,000	Valvoline Inc.	4.375	2025/08/15	30,151,720	28,559,462
					131,118,024	131,910,212

		石炭－0.1%				
USD	230,000	Murray Energy Corp. PIK 144A	12.000	2024/04/15	21,946,076	17,634,030
		商業サービス－5.4%				
USD	500,000	ADT Security Corp./The	4.125	2023/06/15	50,972,660	54,448,546
USD	320,000	Ahern Rentals Inc. 144A	7.375	2023/05/15	38,208,500	35,983,644
USD	550,000	Ashtead Capital Inc. 144A	5.625	2024/10/01	69,703,323	65,048,557
USD	700,000	Brink ’s Co./The 144A	4.625	2027/10/15	77,793,988	73,148,569
USD	380,000	Carriage Services Inc. 144A	6.625	2026/06/01	41,996,450	44,349,159
USD	650,000	Hertz Corp./The	5.875	2020/10/15	71,933,981	73,830,077
USD	480,000	Jaguar Holding Co. II/Pharmaceutical Product Development LLC 144A	6.375	2023/08/01	56,855,227	55,065,879
USD	460,000	Monitronics International Inc.	9.125	2020/04/01	44,963,556	39,709,223
USD	498,000	Prime Security Services Borrower LLC/Prime Finance Inc. 144A	9.250	2023/05/15	58,154,600	60,637,892
USD	745,000	Service Corp. International/US	4.625	2027/12/15	84,311,203	81,431,276
USD	320,000	ServiceMaster Co. LLC/The 144A	5.125	2024/11/15	34,248,395	35,892,776
USD	190,000	United Rentals North America Inc.	5.750	2024/11/15	21,800,925	22,283,564
USD	500,000	United Rentals North America Inc.	4.875	2028/01/15	55,011,505	53,384,825
USD	300,000	Weight Watchers International Inc. 144A	8.625	2025/12/01	34,079,660	36,939,459
					740,033,973	732,153,446
		コンピューター－0.5%				
USD	230,000	Dell International LLC/EMC Corp. 144A	5.875	2021/06/15	25,154,151	26,972,929
USD	360,000	Dell International LLC/EMC Corp. 144A	7.125	2024/06/15	39,960,912	43,870,769
					65,115,063	70,843,698

元本金額**			利率 (%)	償還日	取得原価 (円)	評価額 (円)
		総合金融サービス－4.2%				
USD	710,000	Alliance Data Systems Corp. 144A	5.375	2022/08/01	81,763,026	81,552,419
USD	700,000	Ally Financial Inc.	8.000	2031/11/01	88,826,505	96,703,203
USD	610,000	ASP AMC Merger Sub Inc. 144A	8.000	2025/05/15	65,635,421	53,004,316
USD	420,000	Lions Gate Capital Holdings LLC	5.875	2024/11/01	46,587,236	49,136,756
USD	340,000	Navient Corp.	6.625	2021/07/26	35,579,740	40,356,656
USD	200,000	Navient Corp.	6.750	2025/06/25	22,217,795	22,858,928
USD	570,000	Navient Corp. MTN	8.000	2020/03/25	58,912,926	68,304,180
USD	900,000	Quicken Loans Inc. 144A	5.750	2025/05/01	104,841,009	102,609,609
USD	493,000	Vantiv LLC/Vantiv Issuer Corp. 144A	4.375	2025/11/15	56,009,100	53,407,400
					560,372,758	567,933,467
		電力－0.5%				
USD	353,349	NRG REMA LLC	9.681	2026/07/02	39,284,932	28,295,221
USD	260,000	Red Oak Power LLC	9.200	2029/11/30	28,209,593	33,703,430
					67,494,525	61,998,651
		エンジニアリングおよび建設－0.8%				
USD	210,000	frontdoor Inc. 144A	6.750	2026/08/15	23,327,223	24,628,010
USD	240,000	New Enterprise Stone & Lime Co. Inc. 144A	6.250	2026/03/15	25,834,459	27,532,940
USD	530,000	TopBuild Corp. 144A	5.625	2026/05/01	56,791,736	58,995,911
					105,953,418	111,156,861
		娯楽－1.1%				
USD	350,000	AMC Entertainment Holdings Inc.	6.125	2027/05/15	40,438,823	38,263,857
USD	200,000	Boyne USA Inc. 144A	7.250	2025/05/01	21,265,970	24,136,756

USD	340,000	Downstream Development Authority of the Quapaw Tribe of Oklahoma 144A	10.500	2023/02/15	37,879,048	39,680,827
USD	390,000	Speedway Motorsports Inc.	5.125	2023/02/01	47,337,164	44,464,164
					146,921,005	146,545,604
		環境管理－0.3%				
USD	350,000	Waste Pro USA Inc. 144A	5.500	2026/02/15	38,574,657	38,959,564
		食品－0.9%				
USD	200,000	Lamb Weston Holdings Inc. 144A	4.625	2024/11/01	22,333,219	22,291,004
USD	500,000	Lamb Weston Holdings Inc. 144A	4.875	2026/11/01	55,346,524	55,869,491
USD	370,000	Pilgrim ’ s Pride Corp. 144A	5.875	2027/09/30	38,910,354	39,925,034
					116,590,097	118,085,529
		林産品および紙－0.7%				
USD	270,000	Mercer International Inc.	6.500	2024/02/01	31,139,067	31,437,642
USD	310,000	Mercer International Inc.	5.500	2026/01/15	35,034,364	34,595,070
USD	240,000	Schweitzer-Mauduit International Inc. 144A	6.875	2026/10/01	26,744,252	27,873,694
					92,917,683	93,906,406
		ゲーム－0.8%				
USD	660,000	Scientific Games International Inc.	10.000	2022/12/01	76,922,764	79,651,295
USD	230,000	Scientific Games International Inc. 144A	5.000	2025/10/15	24,381,089	24,883,576
					101,303,853	104,534,871
		ガス－0.5%				
USD	570,000	NGL Energy Partners LP/NGL Energy Finance Corp.	7.500	2023/11/01	65,705,991	65,067,015
		ヘルスケア－製品－0.6%				
USD	680,000	DJO Finance LLC/DJO Finance Corp. 144A	8.125	2021/06/15	82,967,076	79,265,107
		ヘルスケア－サービス－3.1%				
USD	210,000	Air Medical Group Holdings Inc. 144A	6.375	2023/05/15	23,981,242	21,527,147
USD	740,000	Centene Corp.	6.125	2024/02/15	85,893,650	88,465,470
USD	820,000	HCA Inc.	5.625	2028/09/01	90,680,240	93,838,028
USD	900,000	HCA Inc.	5.500	2047/06/15	96,463,697	103,887,438
USD	320,000	RegionalCare Hospital Partners Holdings Inc. 144A	8.250	2023/05/01	38,019,893	38,346,206
USD	630,000	Tenet Healthcare Corp.	8.125	2022/04/01	72,581,982	75,676,567
					407,620,704	421,740,856

元本金額**			利率（%）	償還日	取得原価（円）	評価額（円）
		住宅建築－2.1%				
USD	610,000	Century Communities Inc.	5.875	2025/07/15	70,997,507	64,630,622
USD	360,000	Lennar Corp.	4.500	2024/04/30	39,354,742	40,142,208
USD	540,000	Lennar Corp.	4.750	2027/11/29	61,266,167	59,112,335
USD	180,000	LGI Homes Inc. 144A	6.875	2026/07/15	19,775,221	20,138,573
USD	300,000	Taylor Morrison Communities Inc./Taylor Morrison Holdings II Inc. 144A	5.625	2024/03/01	35,345,575	33,734,666
USD	380,000	William Lyon Homes Inc.	7.000	2022/08/15	39,775,769	44,079,396
USD	240,000	William Lyon Homes Inc.	5.875	2025/01/31	26,906,273	25,454,339
					293,421,254	287,292,139
		家庭用品／雑貨－0.7%				
USD	330,000	Central Garden & Pet Co.	6.125	2023/11/15	41,919,579	38,841,720
USD	500,000	Spectrum Brands Inc.	5.750	2025/07/15	63,787,147	57,644,253

					105,706,726	96,485,973
	保険－0.2%					
USD	230,000	Fidelity & Guaranty Life Holdings Inc. 144A	5.500	2025/05/01	24,527,504	26,025,216
	インターネット－0.9%					
USD	340,000	Match Group Inc.	6.375	2024/06/01	38,713,234	40,791,118
USD	240,000	Match Group Inc. 144A	5.000	2027/12/15	26,731,233	27,263,062
USD	430,000	Netflix Inc.	5.875	2025/02/15	51,003,939	50,611,938
					116,448,406	118,666,118
	鉄／鉄鋼－0.2%					
USD	278,000	Steel Dynamics Inc.	5.000	2026/12/15	31,640,525	31,497,615
	宿泊－1.0%					
USD	250,000	Hilton Worldwide Finance LLC/Hilton Worldwide Finance Corp.	4.625	2025/04/01	28,865,230	27,721,774
USD	500,000	Hilton Worldwide Finance LLC/Hilton Worldwide Finance Corp.	4.875	2027/04/01	56,333,974	56,123,921
USD	300,000	MGM Resorts International	4.625	2026/09/01	30,135,610	31,945,706
USD	210,000	Sugarhouse HSP Gaming Prop Mezz LP/Sugarhouse HSP Gaming Finance Corp. 144A	5.875	2025/05/15	23,730,536	22,593,367
					139,065,350	138,384,768
	建設機械および鉱業－0.7%					
USD	480,000	BlueLine Rental Finance Corp./BlueLine Rental LLC 144A	9.250	2024/03/15	55,924,819	57,451,159
USD	280,000	BWX Technologies Inc. 144A	5.375	2026/07/15	31,130,371	32,002,499
					87,055,190	89,453,658
	機械－総合－0.3%					
USD	390,000	Cleaver-Brooks Inc. 144A	7.875	2023/03/01	44,625,243	45,405,498
	マスメディア－4.3%					
USD	440,000	CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. 144A	5.875	2027/05/01	53,256,757	49,664,925
USD	390,000	CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. 144A	5.125	2027/05/01	43,440,842	42,083,144
USD	440,000	Charter Communications Operating LLC/Charter Communications Operating Capital	4.908	2025/07/23	52,222,099	50,818,985
USD	300,000	Charter Communications Operating LLC/Charter Communications Operating Capital	6.484	2045/10/23	36,398,932	36,750,501
USD	530,000	CSC Holdings LLC 144A	6.625	2025/10/15	63,428,621	63,586,154
USD	630,000	DISH DBS Corp.	5.875	2024/11/15	64,052,032	64,402,544
USD	680,000	DISH DBS Corp.	7.750	2026/07/01	86,238,989	73,147,887
USD	350,000	EW Scripps Co./The 144A	5.125	2025/05/15	39,064,451	38,313,551
USD	380,000	Meredith Corp. 144A	6.875	2026/02/01	42,330,326	44,349,159
USD	610,000	Time Warner Cable LLC	7.300	2038/07/01	84,746,859	79,581,346
USD	340,000	Univision Communications Inc. 144A	5.125	2025/02/15	35,322,585	36,205,134
					600,502,493	578,903,330

元本金額**		利率（%）	償還日	取得原価（円）	評価額（円）
	金属加工／機器－0.3%				

USD	359,000	Park-Ohio Industries Inc.	6.625	2027/04/15	40,256,576	42,000,227
		鉱業－0.7%				
USD	580,000	Freeport-McMoRan Inc.	6.875	2023/02/15	66,259,192	70,490,686
USD	260,000	Freeport-McMoRan Inc.	3.875	2023/03/15	22,769,496	28,622,444
					89,028,688	99,113,130
		各種製造－0.4%				
USD	470,000	FXI Holdings Inc. 144A	7.875	2024/11/01	54,065,452	51,049,239
		石油およびガス－6.8%				
USD	1,290,000	Berry Petroleum Co. LLC ±	6.375	2022/09/15	－	1
USD	430,000	Berry Petroleum Co. LLC 144A	7.000	2026/02/15	47,944,771	50,795,093
USD	440,000	Carrizo Oil & Gas Inc.	8.250	2025/07/15	53,310,796	53,975,466
USD	300,000	Centennial Resource Production LLC 144A	5.375	2026/01/15	34,146,419	33,905,043
USD	200,000	Chesapeake Energy Corp.	5.750	2023/03/15	21,266,599	22,234,212
USD	250,000	Chesapeake Energy Corp.	8.000	2025/01/15	29,054,485	29,354,555
USD	650,000	Covey Park Energy LLC/Covey Park Finance Corp. 144A	7.500	2025/05/15	75,047,610	75,214,391
USD	370,000	Diamondback Energy Inc.	4.750	2024/11/01	39,534,740	42,183,950
USD	300,000	Diamondback Energy Inc.	5.375	2025/05/31	35,335,762	34,884,711
USD	120,000	Diamondback Energy Inc. 144A	4.750	2024/11/01	13,452,260	13,681,281
USD	600,000	Endeavor Energy Resources LP/EER Finance Inc. 144A	5.500	2026/01/30	63,624,764	68,491,595
USD	380,000	EP Energy LLC/Everest Acquisition Finance Inc.	6.375	2023/06/15	44,059,527	29,134,484
USD	180,000	Extraction Oil & Gas Inc. 144A	7.375	2024/05/15	20,143,470	20,291,913
USD	770,000	Extraction Oil & Gas Inc. 144A	5.625	2026/02/01	83,997,491	77,839,618
USD	570,000	Gulfport Energy Corp.	6.375	2026/01/15	62,164,400	63,124,716
USD	420,000	Murphy Oil USA Inc.	5.625	2027/05/01	46,401,380	47,526,692
USD	590,000	Northern Oil and Gas Inc. PIK 144A	9.500	2023/05/15	69,052,442	70,868,355
USD	380,000	QEP Resources Inc.	6.875	2021/03/01	33,328,919	45,536,120
USD	400,000	Range Resources Corp.	5.875	2022/07/01	42,321,306	46,456,156
USD	270,000	Range Resources Corp.	4.875	2025/05/15	32,261,920	29,172,819
USD	180,000	WPX Energy Inc.	8.250	2023/08/01	22,005,268	23,307,587
USD	370,000	WPX Energy Inc.	5.750	2026/06/01	40,774,332	42,709,280
					909,228,661	920,688,038
		梱包およびコンテナ－1.2%				
USD	360,000	Berry Global Inc. 144A	4.500	2026/02/15	40,013,578	38,948,205
USD	770,000	Pactiv LLC	8.375	2027/04/15	83,831,878	94,894,366
USD	250,000	Reynolds Group Issuer Inc./Reynolds Group Issuer LLC 144A ~	5.839	2021/07/15	26,794,687	28,857,622
					150,640,143	162,700,193
		製薬－2.5%				
USD	1,110,000	Bausch Health Cos Inc./US 144A	9.250	2026/04/01	118,863,812	136,322,978
USD	700,000	BioScrip Inc.	8.875	2021/02/15	86,439,500	75,732,622
USD	200,000	Endo Finance LLC/Endo Finco Inc. 144A	7.250	2022/01/15	22,305,062	22,262,608
USD	200,000	Endo Finance LLC/Endo Finco Inc. 144A	5.375	2023/01/15	21,867,013	20,104,498
USD	280,000	HLF Financing SARL LLC/Herbalife International Inc. 144A	7.250	2026/08/15	31,097,828	32,360,291
USD	380,000	NVA Holdings Inc./United States 144A	6.875	2026/04/01	40,865,801	43,270,104
					321,439,016	330,053,101

元本金額**		利率(%)	償還日	取得原価(円)	評価額(円)
	パイプライン－5.8%				
USD 210,000	Andeavor Logistics LP/Tesoro Logistics Finance Corp.	5.250	2025/01/15	24,012,454	24,459,371
USD 800,000	Blue Racer Midstream LLC/Blue Racer Finance Corp. 144A	6.625	2026/07/15	88,580,957	93,025,897
USD 870,000	Cheniere Corpus Christi Holdings LLC	5.875	2025/03/31	99,704,967	104,130,225
USD 480,000	DCP Midstream Operating LP 144A	6.750	2037/09/15	47,167,938	58,609,723
USD 740,000	Genesis Energy LP/Genesis Energy Finance Corp.	5.625	2024/06/15	79,909,257	79,850,068
USD 550,000	NGPL PipeCo LLC 144A	7.768	2037/12/15	73,332,751	76,840,073
USD 120,000	Rockies Express Pipeline LLC 144A	7.500	2038/07/15	15,776,908	16,288,051
USD 350,000	Rockies Express Pipeline LLC 144A	6.875	2040/04/15	35,262,177	45,519,082
USD 740,000	SemGroup Corp./Rose Rock Finance Corp.	5.625	2023/11/15	90,332,031	82,161,517
USD 830,000	Targa Resources Partners LP/Targa Resources Partners Finance Corp.	4.250	2023/11/15	95,202,159	92,507,667
USD 740,000	Williams Cos Inc./The	7.500	2031/01/15	74,888,593	102,436,149
				724,170,192	775,827,823
	不動産－1.2%				
USD 600,000	Five Point Operating Co. LP/Five Point Capital Corp. 144A	7.875	2025/11/15	68,221,052	68,759,428
USD 420,000	Hunt Cos Inc. 144A	6.250	2026/02/15	45,895,744	44,604,725
USD 430,000	WeWork Cos Inc. 144A	7.875	2025/05/01	46,999,672	47,577,908
				161,116,468	160,942,061
	不動産投資信託－3.4%				
USD 260,000	CoreCivic Inc.	5.000	2022/10/15	25,153,099	29,310,541
USD 510,000	CoreCivic Inc.	4.750	2027/10/15	57,258,337	51,411,290
USD 330,000	CTR Partnership LP/CareTrust Capital Corp.	5.250	2025/06/01	38,369,641	36,639,596
USD 560,000	ESH Hospitality Inc. 144A	5.250	2025/05/01	68,339,985	61,699,228
USD 609,000	GEO Group Inc./The	5.125	2023/04/01	64,455,689	66,579,112
USD 520,000	MGM Growth Properties Operating Partnership LP/MGP Finance Co.-Issuer Inc.	4.500	2026/09/01	52,985,531	56,110,859
USD 310,000	MPT Operating Partnership LP/MPT Finance Corp.	5.250	2026/08/01	32,678,626	35,167,254
USD 400,000	MPT Operating Partnership LP/MPT Finance Corp.	5.000	2027/10/15	43,800,359	43,900,500
USD 290,000	Sabra Health Care LP	5.125	2026/08/15	29,225,033	32,298,108
USD 370,000	Uniti Group LP/Uniti Group Finance Inc./CSL Capital LLC 144A	6.000	2023/04/15	40,946,069	40,870,627
				453,212,369	453,987,115
	小売－4.1%				
USD 520,000	Beacon Roofing Supply Inc. 144A	4.875	2025/11/01	58,949,934	54,634,257
USD 360,000	Brinker International Inc. 144A	5.000	2024/10/01	36,707,288	38,743,753
USD 570,000	Carrols Restaurant Group Inc.	8.000	2022/05/01	67,472,434	67,595,241
USD 660,000	FirstCash Inc. 144A	5.375	2024/06/01	74,815,210	75,715,584
USD 300,000	Golden Nugget Inc. 144A	8.750	2025/10/01	33,415,141	35,805,770
USD 480,000	L Brands Inc.	5.250	2028/02/01	47,346,682	46,972,285
USD 380,000	Party City Holdings Inc. 144A	6.625	2026/08/01	42,353,999	43,809,632
USD 980,000	PetSmart Inc. 144A	5.875	2025/06/01	99,477,601	91,798,751

USD	360,000	Sally Holdings LLC/Sally Capital Inc.	5.625	2025/12/01	38,131,878	39,152,658
USD	580,000	Suburban Propane Partners LP/Suburban Energy Finance Corp.	5.875	2027/03/01	63,616,537	62,914,584
					562,286,704	557,142,515
		ソフトウェア－1.7%				
USD	420,000	CDK Global Inc.	5.875	2026/06/15	46,410,267	49,274,148
USD	1,040,000	First Data Corp. 144A	5.000	2024/01/15	128,769,872	119,309,405
USD	460,000	j2 Cloud Services LLC/j2 Global Co.-Obligor Inc. 144A	6.000	2025/07/15	52,283,715	53,881,758
					227,463,854	222,465,311

元本金額**			利率（%）	償還日	取得原価（円）	評価額（円）
		電気通信－3.5%				
USD	350,000	CommScope Technologies LLC 144A	5.000	2027/03/15	40,354,528	38,363,244
USD	600,000	Level 3 Financing Inc.	5.250	2026/03/15	65,826,578	67,217,174
USD	220,000	Sprint Capital Corp.	8.750	2032/03/15	27,634,413	28,174,693
USD	730,000	Sprint Communications Inc.	11.500	2021/11/15	75,002,275	97,634,598
USD	1,000,000	Sprint Corp.	7.875	2023/09/15	104,921,768	122,813,494
USD	520,000	T-Mobile USA Inc.	6.000	2024/04/15	61,537,047	61,352,794
USD	500,000	T-Mobile USA Inc.	6.375	2025/03/01	58,125,412	59,308,269
					433,402,021	474,864,266
		運輸－1.6%				
USD	650,598	Neovia Logistic Services LLC PIK	10.000	2020/04/01	75,546,727	51,359,111
USD	610,000	XPO CNW Inc.	6.700	2034/05/01	65,642,063	70,845,638
USD	790,000	XPO Logistics Inc. 144A	6.125	2023/09/01	85,683,083	93,321,218
					226,871,873	215,525,967
		運送およびリース－0.6%				
USD	426,000	DAE Funding LLC 144A	4.500	2022/08/01	48,024,079	47,298,387
USD	340,000	DAE Funding LLC 144A	5.000	2024/08/01	38,357,945	37,894,707
					86,382,024	85,193,094
		米国合計			9,135,330,501	9,233,040,025
		債券合計			12,276,085,083	12,300,606,033

株式数		取得原価（円）	評価額（円）
	普通株式－0.0%		
	米国－0.0%		
	石油およびガス－0.0%		
1,606	MWO Holdings LLC *	165,022,099	－
	米国合計	165,022,099	－
	普通株式合計	165,022,099	－
	投資合計－91.4%	12,441,107,182	12,300,606,033
	その他の資産（負債控除後）－8.6%		1,160,640,392
	純資産－100.0%		13,461,246,425

144A　有価証券は、1933年証券法規則144Aに基づき登録が免除されています。これらの有価証券は、登録免除取引において、通常、適格機関購入者への転売が可能です。
MTN　ミディアム・ターム・ノート
PIK　ペイメント・イン・カインド（payment in kind）

REIT	不動産投資信託
@	有価証券は、永久債であり償還日が確定していません。
~	変動利付有価証券。開示されている率は、2018年9月30日現在適用されていたものです。
#	ステップ・アップ債を意味します。示されている率は、2018年9月30日時点の表面利率です。
±	示されている償還日は、当該有価証券の当初の償還日です。有価証券は、現在破産状態にあり、最終的な回収金額が破産手続を通じて確定するまで、引き続き報告される予定です。
*	無利息証券です。
**	示されている現地通貨で表示されています。

先物契約

先物契約買建	契約数		想定元本	満期日	未実現（損失）(円)
10 Yr. U.S. Treasury Note Futures	47	USD	5,582,719	2018/12/19	(8,831,826)

先物契約売建	契約数		想定元本	満期日	未実現利益（損失）(円)
U.S. Long Term Treasury Bond Futures	(7)	USD	(983,500)	2018/12/19	3,123,194
先物契約に係る未実現純（損失）合計					(5,708,632)

為替予約

決済日	相手方	約定引渡額			交換額***	未実現利益（損失）(円)
2018/10/02	Goldman Sachs International	AUD	2,766,145	JPY	226,073,233	(1,256,214)
2018/10/02	HSBC Bank plc	AUD	2,980,839	JPY	243,657,779	(1,315,825)
2018/11/05	HSBC Bank plc	AUD	1,119,125	JPY	91,271,293	(495,431)
2018/10/02	JPMorgan Chase Bank, N.A.	AUD	14,590,285	JPY	1,193,128,499	(5,941,631)
2018/10/02	Morgan Stanley & Co. International plc	AUD	3,561,243	JPY	291,321,847	(1,350,946)
2018/10/02	UBS AG	AUD	1,119,125	JPY	89,003,124	(2,969,691)
2018/10/02	Goldman Sachs International	BRL	102,448,300	JPY	2,874,992,199	(38,864,851)
2018/10/02	Morgan Stanley & Co. International plc	BRL	576,532,118	JPY	16,156,049,885	(241,803,239)
2018/11/08	Citibank, N.A.	CAD	290,188	JPY	24,673,161	(776,463)
2018/11/08	Citibank, N.A.	EUR	1,527,465	JPY	196,559,954	(5,011,938)
2018/11/08	Goldman Sachs International	EUR	883,539	JPY	113,846,519	(2,749,722)
2018/11/08	Morgan Stanley & Co. International plc	EUR	210,921	JPY	27,185,105	(649,100)
2018/11/08	UBS AG	EUR	222,889	JPY	28,727,384	(686,140)
2018/11/08	Citibank, N.A.	GBP	1,144,728	JPY	163,702,137	(5,676,441)
2018/11/08	UBS AG	GBP	2,365,373	JPY	341,569,926	(8,420,279)
2018/10/02	JPMorgan Chase Bank, N.A.	MXN	47,031,528	JPY	279,581,960	(6,101,691)
2018/11/05	JPMorgan Chase Bank, N.A.	MXN	1,424,919	JPY	8,471,392	(111,433)
2018/10/02	Goldman Sachs International	TRY	4,984,534	JPY	88,921,772	(5,325,201)
2018/10/02	JPMorgan Chase Bank, N.A.	TRY	10,773,346	JPY	192,698,748	(11,002,386)
2018/11/08	Citibank, N.A.	USD	807,798	JPY	88,927,476	(2,569,786)
2018/10/02	Goldman Sachs International	USD	12,793,564	JPY	1,456,928,525	3,774,983
2018/10/02	Goldman Sachs International	USD	31,057,563	JPY	3,454,102,601	(73,562,359)
2018/11/05	Goldman Sachs International	USD	50,000	JPY	5,699,248	34,592
2018/11/05	Goldman Sachs International	USD	31,440,983	JPY	3,527,611,338	(34,435,811)
2018/10/02	HSBC Bank plc	USD	2,991,464	JPY	333,727,491	(6,057,160)
2018/11/05	HSBC Bank plc	USD	2,166,712	JPY	243,029,805	(2,443,779)

2018/10/02	JPMorgan Chase Bank, N.A.	USD	15,059,530	JPY	1,674,839,836	(35,692,874)
2018/11/05	JPMorgan Chase Bank, N.A.	USD	14,285,298	JPY	1,603,168,834	(15,257,346)
2018/10/02	Morgan Stanley & Co. International plc	USD	72,171,689	JPY	8,037,861,021	(159,741,185)
2018/10/02	Morgan Stanley & Co. International plc	USD	71,996,318	JPY	8,198,926,562	21,243,880
2018/11/05	Morgan Stanley & Co. International plc	USD	68,307,853	JPY	7,650,438,967	(88,371,102)
2018/11/08	UBS AG	USD	2,255,832	JPY	250,175,742	(5,336,746)
						(738,923,315)

決済日	相手方	約定受取額			交換額***	未実現利益（円）
2018/10/02	Goldman Sachs International	AUD	2,766,145	JPY	224,818,000	2,511,447
2018/11/05	Goldman Sachs International	AUD	2,766,145	JPY	225,525,649	1,294,403
2018/10/02	HSBC Bank plc	AUD	4,099,964	JPY	333,727,491	3,218,928
2018/11/05	HSBC Bank plc	AUD	2,980,839	JPY	243,029,805	1,394,868
2018/10/02	JPMorgan Chase Bank, N.A.	AUD	14,590,285	JPY	1,186,133,178	12,936,952
2018/11/05	JPMorgan Chase Bank, N.A.	AUD	14,590,285	JPY	1,189,555,834	6,827,448
2018/10/02	Morgan Stanley & Co. International plc	AUD	3,561,243	JPY	289,439,458	3,233,335
2018/11/05	Morgan Stanley & Co. International plc	AUD	3,561,243	JPY	290,350,513	1,666,465
2018/10/02	Goldman Sachs International	BRL	102,448,300	JPY	2,836,654,669	77,202,381
2018/11/05	Goldman Sachs International	BRL	55,365,150	JPY	1,523,932,124	42,637,482
2018/10/02	Morgan Stanley & Co. International plc	BRL	576,532,118	JPY	15,947,348,125	450,504,999
2018/11/05	Morgan Stanley & Co. International plc	BRL	267,108,709	JPY	7,360,088,454	197,813,672
2018/11/08	Citibank, N.A.	GBP	625,000	JPY	88,927,476	3,550,047
2018/11/08	UBS AG	GBP	1,738,000	JPY	250,175,742	6,985,754
2018/10/02	JPMorgan Chase Bank, N.A.	MXN	47,031,528	JPY	273,422,786	12,260,866
2018/11/05	JPMorgan Chase Bank, N.A.	MXN	42,106,049	JPY	249,107,767	4,512,833
2018/10/02	Goldman Sachs International	TRY	4,984,534	JPY	82,973,409	11,273,564
2018/11/05	Goldman Sachs International	TRY	5,315,288	JPY	94,634,252	3,365,574
2018/10/02	JPMorgan Chase Bank, N.A.	TRY	10,773,346	JPY	184,212,860	19,488,274
2018/11/05	JPMorgan Chase Bank, N.A.	TRY	9,276,308	JPY	164,505,233	6,525,321
2018/11/08	Citibank, N.A.	USD	3,479,439	JPY	384,935,252	9,172,087
2018/10/02	Goldman Sachs International	USD	43,236,863	JPY	4,879,205,765	31,841,785
2018/11/05	Goldman Sachs International	USD	688,755	JPY	77,366,487	664,734
2018/11/08	Goldman Sachs International	USD	1,028,210	JPY	113,846,519	2,616,225
2018/10/02	HSBC Bank plc	USD	2,166,116	JPY	243,657,779	2,379,925
2018/11/05	HSBC Bank plc	USD	813,470	JPY	91,271,293	889,234
2018/10/02	JPMorgan Chase Bank, N.A.	USD	15,362,063	JPY	1,726,725,772	18,170,084
2018/11/05	JPMorgan Chase Bank, N.A.	USD	75,000	JPY	8,471,392	25,592
2018/10/02	Morgan Stanley & Co. International plc	USD	145,581,989	JPY	16,447,371,732	88,519,700
2018/11/08	Morgan Stanley & Co. International plc	USD	245,523	JPY	27,185,105	624,721
2018/10/02	UBS AG	USD	1,220,000	JPY	136,124,058	2,449,317

2018/11/08	UBS AG	USD	3,350,112	JPY	370,297,310	9,161,366
						1,035,719,383
為替予約に係る未実現純利益合計						296,796,068

通貨凡例

AUD －オーストラリア・ドル
BRL －ブラジル・レアル
CAD －カナダ・ドル
EUR －ユーロ
GBP －英ポンド
JPY －日本円
MXN －メキシコ・ペソ
TRY －トルコ・リラ
USD －米ドル

*** 特定の契約は日本円に換算されています。

国内短期公社債マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成31年 3月25日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	147,642,976
流動資産合計	147,642,976
資産合計	147,642,976
負債の部	
流動負債	
未払利息	293
流動負債合計	293
負債合計	293
純資産の部	
元本等	
元本	146,585,233
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,057,450
元本等合計	147,642,683
純資産合計	147,642,683
負債純資産合計	147,642,976

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

平成31年 3月25日現在
１． 計算日における受益権の総数
146,585,233口
２． 計算日における1単位当たりの純資産の額

平成31年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	1.0072円
(1万口当たり純資産額)	(10,072円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

平成31年 3月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成30年 9月26日 至 平成31年 3月25日
	該当事項はありません。

（その他の注記）

１　元本の移動

区分	平成31年 3月25日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	705,927,473円
期中追加設定元本額	－円
期中一部解約元本額	559,342,240円
同期末における元本の内訳	
ハイブリッド証券ファンド円コース	27,208,015円
ハイブリッド証券ファンド米ドルコース	3,391,713円
ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース	4,489,701円
ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース	16,175,679円
ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース	2,324,574円
ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース	2,228,133円
ハイブリッド証券ファンド中国元コース	1,130,574円
ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース	236,700円
ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド	69,439,367円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド円コース	1,392,481円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース	298,389円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース	1,193,555円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース	6,365,626円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド	943,105円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース	99,207円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース	99,207円
ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース	8,032,854円
ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース	1,090,474円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド（年１回決算型）	99,177円
ハイブリッド証券ファンド円コース（年２回決算型）	297,384円
ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース（年２回決算型）	49,318円
合計	146,585,233円

２　有価証券関係

該当事項はありません。

３　デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース

（平成31年 3月29日現在）

Ⅰ　資産総額	296,340,341円
Ⅱ　負債総額	16,044,294円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	280,296,047円
Ⅳ　発行済口数	346,714,541口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8084円
（1万口当たり純資産額）	（8,084円）

新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース

（平成31年 3月29日現在）

Ⅰ　資産総額	1,544,380,544円
Ⅱ　負債総額	9,670,727円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,534,709,817円
Ⅳ　発行済口数	4,322,293,550口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3551円
（1万口当たり純資産額）	（3,551円）

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース

（平成31年 3月29日現在）

Ⅰ　資産総額	8,019,833,269円
Ⅱ　負債総額	52,304,282円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,967,528,987円
Ⅳ　発行済口数	43,616,091,248口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.1827円
（1万口当たり純資産額）	（1,827円）

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース

（平成31年 3月29日現在）

Ⅰ　資産総額	155,734,361円
Ⅱ　負債総額	20,055円

Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	155,714,306円
Ⅳ　発行済口数	242,835,047口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6412円
（1万口当たり純資産額）	（6,412円）

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース

（平成31年 3月29日現在）

Ⅰ　資産総額	258,309,083円
Ⅱ　負債総額	7,597,755円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	250,711,328円
Ⅳ　発行済口数	664,036,489口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3776円
（1万口当たり純資産額）	（3,776円）

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド

（平成31年 3月29日現在）

Ⅰ　資産総額	998,337円
Ⅱ　負債総額	4円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	998,333円
Ⅳ　発行済口数	1,000,000口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9983円
（1万口当たり純資産額）	（9,983円）

（参考）国内短期公社債マザーファンド

（平成31年 3月29日現在）

Ⅰ　資産総額	147,641,710円
Ⅱ　負債総額	330円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	147,641,380円
Ⅳ　発行済口数	146,585,233口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0072円
（1万口当たり純資産額）	（10,072円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定

まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2019年3月29日現在）

資本金の額　　20億円

発行する株式総数※　　100,000株
（普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）

発行済株式総数　　40,000株
（普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（2019年3月29日現在）

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

②　投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年3月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,055,075,137,501
追加型株式投資信託	875	13,157,342,299,541
単位型公社債投資信託	46	179,099,559,191
単位型株式投資信託	161	1,248,609,755,399
合計	1,108	15,640,126,751,632

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、第33期事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第34期中間会計期間（自平成30年4月1日至平成30年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）

（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		27,972,477		49,071,217
金銭の信託		12,366,219		12,083,824
有価証券		297,560		―
未収委託者報酬		10,164,041		11,769,015
未収運用受託報酬		7,250,239		4,574,225
未収投資助言報酬		316,414		341,689
未収収益		52,278		59,526
前払費用		533,411		569,431
繰延税金資産		678,104		842,996
その他		445,717		427,238
流動資産計		60,076,462		79,739,165
固定資産				
有形固定資産		1,900,343		1,643,826
建物	※1	1,243,812	※1	1,156,953
器具備品	※1	656,235	※1	476,504
建設仮勘定		295		10,368
無形固定資産		1,614,084		1,934,700
商標権		5		―
ソフトウエア		1,511,558		1,026,319
ソフトウエア仮勘定		98,483		904,389
電話加入権		3,934		3,931
電信電話専用施設利用権		103		60
投資その他の資産		10,055,336		7,427,316
投資有価証券		3,265,786		1,721,433
関係会社株式		3,306,296		3,229,196
長期差入保証金		1,800,827		1,518,725
前払年金費用		686,322		―
繰延税金資産		893,887		856,537
その他		102,215		101,425
固定資産計		13,569,764		11,005,844
資産合計		73,646,227		90,745,010

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,169,128	1,003,550
未払金	4,745,195	5,081,728

未払収益分配金	1,027	1,031
未払償還金	57,332	57,275
未払手数料	4,062,695	4,629,133
その他未払金	624,140	394,288
未払費用	7,030,589	7,711,038
未払法人税等	1,915,556	5,153,972
未払消費税等	891,476	1,660,259
賞与引当金	1,432,264	1,393,911
役員賞与引当金	27,495	49,986
本社移転費用引当金	－	156,587
流動負債計	17,211,706	22,211,034
固定負債		
退職給付引当金	1,305,273	1,637,133
時効後支払損引当金	216,466	199,026
本社移転費用引当金	942,315	－
固定負債計	2,464,055	1,836,160
負債合計	19,675,761	24,047,195
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	31,899,643	44,349,855
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	31,776,350	44,226,562
別途積立金	24,580,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,696,350	19,146,562
株主資本計	53,452,601	65,902,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	517,864	795,002
評価・換算差額等計	517,864	795,002
純資産合計	53,970,465	66,697,815
負債・純資産合計	73,646,227	90,745,010

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第32期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）		第33期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	56,355,754		84,705,447	
運用受託報酬	12,834,241		19,124,427	
投資助言報酬	1,002,482		1,217,672	
その他営業収益	378,715		117,586	
営業収益計		70,571,194		105,165,133
営業費用				
支払手数料	24,957,038		37,242,284	
広告宣伝費	838,356		379,873	
公告費	991		1,485	
調査費	15,105,578		23,944,438	
調査費	7,780,474		10,677,166	
委託調査費	7,325,104		13,267,272	
委託計算費	891,379		1,073,938	
営業雑経費	1,102,921		1,215,963	
通信費	51,523		48,704	
印刷費	926,453		947,411	
協会費	37,471		64,331	
諸会費	74		22,412	
支払販売手数料	87,399		133,104	
営業費用計		42,896,265		63,857,984
一般管理費				
給料	8,517,089		11,304,873	
役員報酬	220,145		189,022	
給料・手当	7,485,027		9,565,921	
賞与	811,916		1,549,929	
交際費	66,813		58,863	
寄付金	13,467		5,150	
旅費交通費	297,237		395,605	
租税公課	430,779		625,498	
不動産賃借料	1,961,686		1,534,255	
退職給付費用	358,960		595,876	
固定資産減価償却費	825,593		1,226,472	
福利厚生費	39,792		49,797	
修繕費	27,435		4,620	
賞与引当金繰入額	1,432,264		1,393,911	
役員賞与引当金繰入額	27,495		49,986	
役員退職慰労金	63,072		―	
機器リース料	210		148	
事務委託費	1,530,113		3,037,804	
事務用消耗品費	127,265		144,804	
器具備品費	271,658		5,253	
諸経費	129,981		149,850	
一般管理費計		16,120,918		20,582,772
営業利益		11,554,010		20,724,376

（単位：千円）

	第32期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）			第33期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）		
営業外収益						
受取利息		537			1,430	
受取配当金		51,036			74,278	
時効成立分配金・償還金		103			256	
為替差益		7,025			8,530	
投資信託解約益		2			236,398	
投資信託償還益		―			93,177	
雑収入	※1	18,213		※1	10,306	
時効後支払損引当金戻入額		―			17,429	
営業外収益計			76,918			441,807
営業外費用						
投資信託解約損		31,945			4,138	
投資信託償還損		47,201			17,065	
金銭の信託運用損		552,635			99,303	
時効成立後支払分配金・償還金		39			―	
時効後支払損引当金繰入額		209,210			―	
営業外費用計			841,031			120,507
経常利益			10,789,897			21,045,676
特別利益						
固定資産売却益	※2	2,348		※2	1	
投資有価証券売却益		―			479,323	
関係会社株式売却益	※1	―		※1	1,492,680	
貸倒引当金戻入益		8,883			―	
訴訟損失引当金戻入益		21,677			―	
本社移転費用引当金戻入額		―			138,294	
その他特別利益		746			350	
特別利益計			33,655			2,110,649
特別損失						
固定資産除却損	※3	23,600		※3	36,992	
固定資産売却損	※4	10,323		※4	134	
投資有価証券評価損		12,085			―	
ゴルフ会員権評価損		4,832			―	
訴訟和解金		30,000			―	
本社移転費用	※5	1,511,622		※5	―	
退職給付制度終了損		―			690,899	
システム移行損失		―			76,007	
その他特別損失		―			50	
特別損失計			1,592,463			804,083
税引前当期純利益			9,231,089			22,352,243
法人税、住民税及び事業税			2,965,061			6,951,863
法人税等調整額			△177,275			△249,832
法人税等合計			2,787,786			6,702,031
当期純利益			6,443,302			15,650,211

（３）【株主資本等変動計算書】

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
						その他利益剰余金

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	－	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
当期変動額									
剰余金の配当									△2,544,000
別途積立金の積立						2,550,000			△2,550,000
当期純利益									6,443,302
合併による増加			17,124,479	17,124,479					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	17,124,479	17,124,479	－	2,550,000	－	－	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	△2,544,000	△2,544,000			△2,544,000
別途積立金の積立	－	－			－
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	363,907	363,907	363,907
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金

当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									△3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	－	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	△3,200,000	△3,200,000			△3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
6．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計上の見積りの変更

第33期　（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
当社は、当事業年度においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。 これにより、従来の方法と比べて、当事業年度末の減価償却費が413,260千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

追加情報

第33期　（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号　平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号　平成19年2月7日)を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。 本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1．有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
建物	53,098	140,580
器具備品	734,064	847,466

（損益計算書関係）

※1．関係会社に対する事項

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
雑収入	8,183	－
関係会社株式売却益	－	1,492,680

※2．固定資産売却益の内訳

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
建物	546	－
車両運搬具	696	－
器具備品	1,104	1

※3．固定資産除却損の内訳

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
建物	－	298
器具備品	4,727	8,217
ソフトウエア	2,821	28,472
電話加入権	16,052	3

※4．固定資産売却損の内訳

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
建物	543	－
器具備品	9,779	134

※5．本社移転費用の内訳

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
本社移転費用引当金繰入額	942,315	－
旧本社不動産賃借料	418,583	－
賃貸借契約解約損	150,723	－

（株主資本等変動計算書関係）

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,000	490	－	24,490
A種種類株式	－	15,510	－	15,510
合計	24,000	16,000	－	40,000

（注）普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式					

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引及び株価指数先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第32期（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）

(1) 現金・預金	27,972,477	27,972,477	―
(2) 金銭の信託	12,366,219	12,366,219	―
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	―
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	―
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,225,878	3,225,878	―
資産計	60,978,855	60,978,855	―
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	―
負債計	4,062,695	4,062,695	―

第33期（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	―
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	―
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	―
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	―
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,448,968	1,448,968	―
資産計	78,947,251	78,947,251	―
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	―
負債計	4,629,133	4,629,133	―

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び (4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負　債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第32期（平成29年3月31日現在）	第33期（平成30年3月31日現在）
①非上場株式	337,468	272,464
②関係会社株式	3,306,296	3,229,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（平成29年3月31日現在）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
(1) 現金・預金	27,972,477	―	―	―
(2) 金銭の信託	12,366,219	―	―	―
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	―	―	―
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	―	―	―
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

第33期（平成30年3月31日現在）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
(1) 現金・預金	49,071,217	―	―	―
(2) 金銭の信託	12,083,824	―	―	―
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	―	―	―
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	―	―	―
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	―	3,995	―	―

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円、第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

第32期（平成29年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	609,710	146,101	463,608
②投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	231,889	241,951	△10,061
小計	231,889	241,951	△10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

（注）非上場株式（貸借対照表計上額337,468千円）については、市場価格がなく、時価を把握すること

が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第33期（平成30年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,267,157	146,101	1,121,055
②投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	3,995	4,000	△ 4
小計	3,995	4,000	△ 4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

（注）非上場株式（貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	717,905	2	79,146

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	544,326	479,323	―
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

第33期において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は平成29年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、

退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
退職給付債務の期首残高	1,086,550	2,718,372
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
数理計算上の差異の発生額	89,303	61,792
退職給付の支払額	△144,062	△111,758
合併による増加	1,486,547	―
確定拠出制度への移行に伴う減少額	―	△1,316,796
退職一時金制度改定に伴う増加額	―	526,345
退職給付債務の期末残高	2,718,372	2,154,607

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
年金資産の期首残高	―	1,363,437
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の発生額	1,894	―
事業主からの拠出額	37,402	36,672
退職給付の支払額	△28,876	―
合併による増加	1,336,984	―
確定拠出制度への移行に伴う減少額	―	△1,417,152
年金資産の期末残高	1,363,437	―

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
積立型制度の退職給付債務	1,275,346	―
年金資産	△1,363,437	―
	△88,090	―
非積立型制度の退職給付債務	1,443,026	2,154,607
未積立退職給付債務	1,354,935	2,154,607
未認識数理計算上の差異	△430,203	△204,636
未認識過去勤務費用	△4,852	△312,836
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133
退職給付引当金	1,245,019	1,637,133
前払年金費用	△325,140	―
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
期待運用収益	△16,033	△17,042
数理計算上の差異の費用処理額	78,229	88,417
過去勤務費用の費用処理額	4,852	39,611
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	―	70,560
その他	7,498	△1,620
確定給付制度に係る退職給付費用	274,580	456,577
制度移行に伴う損失（注）	―	690,899

（注）特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
株式	31.5%	―
債券	29.0%	―
共同運用資産	24.1%	―
生命保険一般勘定	10.5%	―
現金及び預金	4.6%	―
合計	100.0%	―

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
割引率	0.02%～1.09%	0.09%
長期期待運用収益率	2.50%	―
予想昇給率	1.00%～8.73%	1.00%～4.42%

3.簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	―	△300,927
退職給付費用	22,562	53,156
退職給付の支払額	―	―
制度への拠出額	△36,177	△35,640
合併による増加	△287,313	―
確定拠出制度への移行に伴う減少額	―	391,600
退職一時金制度改定に伴う振替額	―	△108,189
退職給付引当金の期末残高	△300,927	―

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
積立型制度の退職給付債務	789,261	－
年金資産	△1,150,443	－
	△361,181	－
非積立型制度の退職給付債務	60,254	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△300,927	－
退職給付引当金	60,254	－
前払年金費用	△361,181	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△300,927	－

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　前事業年度 22,562千円　当事業年度53,156千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度61,817千円、当事業年度86,141千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在) （千円）	第33期 (平成30年3月31日現在) （千円）
繰延税金資産		
未払事業税	124,081	290,493
未払事業所税	11,054	11,683
賞与引当金	441,996	426,815
未払法定福利費	84,152	81,186
資産除去債務	86,421	90,524
減価償却超過額（一括償却資産）	10,666	11,331
減価償却超過額	116,920	176,791
繰延資産償却超過額（税法上）	32,949	34,977
退職給付引当金	399,808	501,290
時効後支払損引当金	66,282	60,941
ゴルフ会員権評価損	14,295	13,173
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	69,683	28,976
未払給与	12,344	9,186
本社移転費用引当金	289,865	47,947
その他	14,309	29,193
繰延税金資産小計	1,941,573	1,981,254
評価性引当額	－	－
繰延税金資産合計	1,941,573	1,981,254

繰延税金負債		
前払年金費用	△210,151	－
その他有価証券評価差額金	△159,429	△281,720
繰延税金負債合計	△369,581	△281,720
繰延税金資産の純額	1,571,992	1,699,533

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）
当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日
平成28年10月1日

3. 企業結合の方法
①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称
アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的
当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率
「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数
「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率	50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率	20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率	70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

（2）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

（3）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224,837千円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（4）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b.負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（5）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

流動資産	－千円
固定資産	114,270,495千円
資産合計	114,270,495千円

流動負債	－千円
固定負債	13,059,836千円
負債合計	13,059,836千円
純資産	101,210,659千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額70,507,975千円及び顧客関連資産の金額45,200,838千円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	－千円
営業利益	△9,012,128千円
経常利益	△9,012,128千円
税引前当期純利益	△9,012,128千円
当期純利益	△7,419,617千円
1株当たり当期純利益	△185,490円43銭

（注）営業利益には、のれんの償却額3,811,241千円及び顧客関連資産の償却額5,233,360千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）及び第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当はありません。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当はありません。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	4,530,351	未払手数料	767,732
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	―	―	当社信託財産の運用	信託元本の払戻（純額） 信託報酬の支払	100,000 7,080	金銭の信託	12,366,219
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,061,766	未払手数料	1,166,212
	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	―	―	投資一任契約の締結	運用受託報酬の受取	2,520,431	未収運用受託報酬	2,722,066

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,470,802	未払手数料	894,336
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,079,083	未払手数料	1,549,208

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(注3) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

（1株当たり情報）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
1株当たり純資産額	1,349,261円64銭	1,667,445円37銭
1株当たり当期純利益金額	201,491円22銭	391,255円29銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	31,978株	40,000株
（うち普通株式）	(24,244株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(7,734株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

	第34期中間会計期間末 （平成30年9月30日現在）
（資産の部）	
流動資産	
現金・預金	34,067,025
金銭の信託	18,936,052
未収委託者報酬	12,755,452
未収運用受託報酬	3,856,616
未収投資助言報酬	346,291

未収収益		58,816
前払費用		722,476
その他		443,661
流動資産計		71,186,392
固定資産		
有形固定資産		1,564,959
建物	※1	1,139,616
器具備品	※1	425,343
無形固定資産		2,666,559
ソフトウエア		875,280
ソフトウエア仮勘定		1,787,307
電話加入権		3,931
電信電話専用施設利用権		40
投資その他の資産		8,242,396
投資有価証券		2,436,769
関係会社株式		3,229,196
長期差入保証金		1,318,800
繰延税金資産		1,167,835
その他		89,794
固定資産計		12,473,915
資産合計		83,660,307

（単位：千円）

	第34期中間会計期間末 （平成30年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	2,420,695
未払金	5,448,301
未払収益分配金	1,091
未払償還金	48,968
未払手数料	4,999,441
その他未払金	398,799
未払費用	6,877,637
未払法人税等	3,090,099
未払消費税等	599,967
前受収益	70,778
賞与引当金	1,310,878
役員賞与引当金	25,584
流動負債計	19,843,940

固定負債	
退職給付引当金	1,739,495
時効後支払損引当金	177,842
固定負債計	1,917,338
負債合計	21,761,279
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479
利益剰余金	39,054,769
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	38,931,475
別途積立金	31,680,000
繰越利益剰余金	7,251,475
株主資本計	60,607,726
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,291,302
評価・換算差額等計	1,291,302
純資産合計	61,899,028
負債・純資産合計	83,660,307

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

	第34期中間会計期間 （自平成30年4月1日至平成30年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬	42,913,511	
運用受託報酬	8,532,726	
投資助言報酬	628,443	
その他営業収益	58,808	
営業収益計		52,133,489
営業費用		
支払手数料	18,339,539	
広告宣伝費	179,085	
公告費	125	
調査費	12,096,339	
調査費	4,887,455	
委託調査費	7,208,884	
委託計算費	514,718	
営業雑経費	613,114	
通信費	23,463	
印刷費	467,622	
協会費	31,454	
諸会費	17,206	
支払販売手数料	73,367	

営業費用計			31,742,923
一般管理費			
給料		4,854,622	
役員報酬		92,217	
給料・手当		4,634,136	
賞与		128,268	
交際費		26,068	
寄付金		5,806	
旅費交通費		164,824	
租税公課		284,716	
不動産賃借料		779,131	
退職給付費用		256,835	
固定資産減価償却費	※1	294,442	
福利厚生費		22,384	
修繕費		12,644	
賞与引当金繰入額		1,310,878	
役員賞与引当金繰入額		25,584	
機器リース料		60	
事務委託費		1,757,115	
事務用消耗品費		70,698	
器具備品費		3,043	
諸経費		98,264	
一般管理費計			9,967,124
営業利益			10,423,441

（単位：千円）

	第34期中間会計期間 （自平成30年4月1日至平成30年9月30日）	
営業外収益		
受取利息	887	
受取配当金	49,212	
時効成立分配金・償還金	8,482	
時効後支払損引当金戻入額	19,806	
雑収入	12,895	
営業外収益計		91,283
営業外費用		
為替差損	19,977	
金銭の信託運用損	23,814	
雑損失	3,708	
営業外費用計		47,500
経常利益		10,467,225
特別損失		
固定資産除却損	18,830	
特別損失計		18,830
税引前中間純利益		10,448,394
法人税、住民税及び事業税		2,910,819
法人税等調整額		312,661
法人税等合計		3,223,481
中間純利益		7,224,913

（3）中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間（自平成30年4月1日至平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当中間期変動額									
剰余金の配当									△12,520,000
中間純利益									7,224,913
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							△300,000		
運用責任準備積立金の取崩								△200,000	
繰越利益剰余金の取崩									△6,600,000
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	7,100,000	△300,000	△200,000	△11,895,086
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	－	－	7,251,475

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当中間期変動額					
剰余金の配当	△12,520,000	△12,520,000			△12,520,000
中間純利益	7,224,913	7,224,913			7,224,913
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	△300,000	△300,000			△300,000
運用責任準備積立金の取崩	△200,000	△200,000			△200,000
繰越利益剰余金の取崩	△6,600,000	△6,600,000			△6,600,000
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			496,300	496,300	496,300

当中間期変動額合計	△5,295,086	△5,295,086	496,300	496,300	△4,798,786
当中間期末残高	39,054,769	60,607,726	1,291,302	1,291,302	61,899,028

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（1）子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 （2）その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　6～18年 器具備品　…　2～20年 （2）無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

表示方法の変更

第34期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第34期中間会計期間末 （平成30年9月30日現在）
※1.有形固定資産の減価償却累計額	建物　…　184,810千円 器具備品　…　860,618千円

（中間損益計算書関係）

項目	第34期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

※1.減価償却実施額	有形固定資産	…	112,547千円
	無形固定資産	…	181,894千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第34期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月20日定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日
	A種種類株式				

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第34期中間会計期間末（平成30年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金・預金	34,067,025	34,067,025	－
（2）金銭の信託	18,936,052	18,936,052	－
（3）未収委託者報酬	12,755,452	12,755,452	－
（4）未収運用受託報酬	3,856,616	3,856,616	－
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,164,304	2,164,304	－
資産計	71,779,451	71,779,451	－
（1）未払手数料	4,999,441	4,999,441	－
負債計	4,999,441	4,999,441	－

（注1）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金・預金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託
　有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
　これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負　債
(1) 未払手数料
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
①非上場株式	272,464
②関係会社株式	3,229,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。
②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（有価証券関係）

第34期中間会計期間末 （平成30年9月30日現在）

1.子会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額3,229,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

区　分	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,976,064	146,101	1,829,962
②投資信託	184,247	153,000	31,247
小計	2,160,311	299,101	1,861,209
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	-	-	-
②投資信託	3,993	4,000	△6
小計	3,993	4,000	△6
合計	2,164,304	303,101	1,861,202

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1.結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2.企業結合日

平成28年10月1日

3.企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4.結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛

躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7.交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8.経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9.取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

（2）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

（3）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224,837千円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（4）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b.負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（5）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の

加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額　53,030,000千円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産　53,030,000千円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産　16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

流動資産	－千円
固定資産	109,432,950千円
資産合計	109,432,950千円
流動負債	－千円
固定負債	11,942,856千円
負債合計	11,942,856千円
純資産	97,490,094千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額68,602,354千円及び顧客関連資産の金額42,580,212千円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	－千円
営業利益	△4,521,569千円
経常利益	△4,521,569千円
税引前中間純利益	△4,521,569千円
中間純利益	△3,720,565千円
1株当たり中間純利益	△93,014円14銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,620,626千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

第34期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

（１）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第34期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,547,475円72銭
1株当たり中間純利益金額	180,622円83銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）
中間純利益金額	7,224,913千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,224,913千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

（注）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

（重要な後発事象）

第34期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

アセットマネジメントOne株式会社（取締役社長：菅野 暁、以下「AM-One」）は、平成30年6月1日に株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）と締結した株式譲渡基本合意書に基づき、平成30年11月1日に株式譲渡契約を締結の上、同日付でみずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社（取締役社長：安藤 学、以下「MGAI」）の発行済株式の全てを取得し、子会社化しました。本再編に伴いMGAIは、商号をアセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社（取締役社長：安藤 学、以下「AMOAI」）に改称しました。

１.株式取得の目的
本再編により、AM-OneとAMOAI（旧MGAI）は両社のオルタナティブ投資のゲートキーピング(※)に係る機能について一体運営を行ない、ゲートキーピング能力と受託体制の強化を実現するとともに、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び第一生命ホールディングス株式会社とも連携し、お客さまの多様なニーズに応えるものであります。
（※）外部の運用会社およびファンドを調査し、優良なファンドを選定・管理すること

２.株式取得対象会社の概要
（１）商号　　:アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社
（２）事業内容：投資運用業務、投資助言・代理業務
（３）資本金　:10億円(平成30年11月1日現在)

３.株式取得の時期
平成30年11月1日

４.取得する株式の数、取得原価及び取得後の議決権比率
（１）取得株式数　　:20,000株
（２）取得原価　　:12億7千万円
（３）取得後の議決権比率 :100%

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5）上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

委託会社は、株式会社みずほ銀行から、みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社（以下「MGAI」といいます。）の発行済株式の全てについて2018年11月1日付で譲り受け、MGAIを100％子会社（新商号：アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社）としました。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

ａ．資本金の額

2018年３月末日現在、342,037百万円

ｂ．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表　（資本金の額は2018年３月末日現在）

名称	資本金の額 （単位：百万円）	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大山日ノ丸証券株式会社	215	同　上
株式会社ＳＢＩ証券 (注1)	48,323	同　上
楽天証券株式会社 (注1)	7,495	同　上
髙木証券株式会社 (注2)	11,069	同　上

（注１）「マネープールファンド」は取り扱いを行いません。

（注２）「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「メキシコペソコース」、「マネープールファンド」は取り扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

（1）委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理

（2）投資信託財産の計算

（3）その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

（1）募集・販売の取り扱い
（2）受益者に対する一部解約事務
（3）受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
（4）受益者に対する収益分配金の再投資
（5）受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
（6）受益者に対する運用報告書の交付
（7）所得税および地方税の源泉徴収
（8）その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

該当事項はありません。
（持株比率５％以上を記載します。）

＜再信託受託会社の概要＞

名称	：	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
業務の概要	：	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	：	原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第３【その他】

（1）目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
・委託会社の金融商品取引業者登録番号
・詳細情報の入手方法
①委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
②請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
・目論見書の使用開始日
・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
①届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
②届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成３０年５月３０日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原	尚	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野	浩	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第３３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成３０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和１年５月１０日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコースの平成３０年９月２６日から平成３１年３月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコースの平成３１年３月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和１年５月１０日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコースの平成３０年９月２６日から平成３１年３月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコースの平成３１年３月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和１年５月１０日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコースの平成３０年９月２６日から平成３１年３月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコースの平成３１年３月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和１年５月１０日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコースの平成３０年９月２６日から平成３１年３月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコースの平成３１年３月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和１年５月１０日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコースの平成３０年９月２６日から平成３１年３月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコースの平成３１年３月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和１年５月１０日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンドの平成３０年９月２６日から平成３１年３月２５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンドの平成３１年３月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成３０年１１月３０日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　湯原　　尚　印
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　山野　　浩　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの第３４期事業年度の中間会計期間（平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成３０年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。